

# 平成24年度 第3回 櫛引地域審議会

日時 平成24年10月10日(水)

午後2時00分開会

場所 櫛引公民館多目的ホール

## — 次 第 —

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

#### (1) 櫛引地域審議会の協議テーマについて

#### (2) その他

次回第4回の開催予定：11月中～下旬

(予定)・鶴岡市総合計画実施計画(平成25年～27年度)の策定について

・鶴岡市地域コミュニティ基本方針の策定について

・協議テーマ議論

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 【 第3回櫛引地域審議会 配布資料一覧 】

平成 24 年 10 月 10 日

### 【配布資料】

- ・会議次第 出席者名簿・資料1 付  
(当日配布)
  
- ・参考資料 1 : 地域コミュニティ基本方針にかかる経過と今後の予定  
(事前配布)
  
- ・参考資料 2 : 鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画(第二次)  
(事前配布)
  
- ・参考資料 3 : 第3回鶴岡市地域コミュニティあり方検討委員会  
(事前配布)
  
- ・参考資料 4 : 東日本大震災における鶴岡市の対応について  
(当日配布)
  
- ・参考資料 5 : ご利用ください行政相談！  
(当日配布)

櫛引地域審議会委員名簿

241010第3回

| No. | 所属団体名等               | 役職名または職業 | 氏名     | 備考    |
|-----|----------------------|----------|--------|-------|
| 1   | 櫛引区長会                | 会長       | 前田 勝   | 会長    |
| 2   | 櫛引自治公民館連絡協議会         | 副会長      | 小野寺 雄司 | 新     |
| 3   | 鶴岡市黒川地区農業村落振興会       | 会長       | 秋山 文雄  | 欠席 新  |
| 4   | 庄内たがわ農業協同組合          | 理事       | 成田 新一  |       |
| 5   | 株式会社産直めぐり            | 取締役      | 上野 重和  | 新     |
| 6   | 出羽商工会櫛引支部            | 代表理事     | 渡会 昇   |       |
| 7   | 櫛引観光協会               | 会長       | 澤川 宏一  |       |
| 8   | 鶴岡市社会福祉協議会           | 理事       | 佐久間 泰子 |       |
| 9   | 櫛引地区民生児童委員協議会        | 会長       | 秋山 武彌  |       |
| 10  | 櫛引地区PTA連合会           | 会長       | 上野 博之  | 欠席 新  |
| 11  | 鶴岡市櫛引体育協会            | 会長       | 佐久間 忠勝 | 新     |
| 12  | 荘内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会      | 会長       | 松浦 安雄  |       |
| 13  | 鶴岡市老人クラブ連合会<br>櫛引支部  | 支部長      | 今野 慎太郎 | 新     |
| 14  | 櫛引地域婦人会              | 会長       | 斎藤 ゆう子 | 副会長 新 |
| 15  | 鶴岡市消防団櫛引方面隊          | 隊長       | 伊藤 信   | 欠席    |
| 16  | (松根塾・塾長)             | 大学非常勤講師  | 成田 勇   |       |
| 17  | (ふるさとむら宝谷運営管理組合・組合長) | 農業       | 森 薫    | 新     |
| 18  | (農家民宿権太郎主宰)          | 農業       | 斎藤 美恵  | 新     |
| 19  | (鶴岡市消防団女性消防隊・隊長)     | 農業       | 清和 ふみ子 | 欠席 新  |
| 20  | (今野亨建築設計室)           | 建築士      | 今野 亨   | 新     |

## 市職員出席者名簿

(平成24年度第3回櫛引地域審議会)

| No. | 役職名                 | 氏名    | 備考 |
|-----|---------------------|-------|----|
| 1   | 櫛引庁舎支所長             | 佐藤孝朗  |    |
| 2   | 総務企画課長              | 今野勝吉  |    |
| 3   | 総務企画課主幹             | 菊地ゆかり |    |
| 4   | 市民福祉課長              | 本間俊司  |    |
| 5   | 産業課長補佐              | 小池健美  |    |
| 6   | 総務部南部税務室長           | 菅原ゆり  |    |
| 7   | 建設部南部建設事務室長         | 佐藤正明  |    |
| 8   | 企画部地域振興課 地域振興専門員    | 三浦裕美  |    |
| 9   | 櫛引庁舎 総務企画課 総務地域振興主査 | 前森淳子  |    |
| 10  | 総務企画課 コミュニティ防災主査    | 蛸井弘   |    |
| 11  | 総務企画課 総務地域振興主査      | 菅原正一  |    |
| 12  | 総務企画課 コミュニティ防災専門員   | 眞壁建   |    |
| 13  | 総務企画課 主任            | 梅津一成  |    |
| 14  | 総務企画課 主任            | 佐藤文博  |    |

## (1) 地域審議会協議テーマの設定と今後の進め方について

地域庁舎では、積極的に地域の声を汲み上げ、市民力・地域力・行政力の三つの力を十分発揮して、地域の課題解決を図るための調査や施策の検討を進めることとしています。

これらの動きとも連動しながら、地域審議会において、地域の課題を踏まえた協議テーマを設定し、地域組織の代表の方や地域住民の方から議論していただき、市に対して提言をいただくこととしています。

次回以降の地域審議会において、設定したテーマについても協議していただくこととしております。

【参考：これまでのテーマ】・平成 22 年度：地域社会で取り組む結婚支援のあり方

・平成 23 年度：地域コミュニティの活性化方策について

【平成 24 年度～榑引地域審議会の協議テーマ】

(案-1) 地域活性化に向けた住民主導のコミュニティ推進組織について

市では、本年度中を目標に「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」を策定することとしており、その方向性の中に「広域的なコミュニティ機能の強化やその組織づくりや育成」がある。榑引地域では、単位自治組織が 21 地区と集約されているため、広域的なコミュニティ組織を有していない状況があるが、地域運営の基本に関わる部分でもあるため、榑引地域審議会でも協議いただく。

追加記載

【更に具体的には、・・・】

この案では、21 の自治組織を更に再編していこうという趣旨は全くない。しかし、榑引地域には広域的コミュニティ組織がないため、単位自治組織を束ねる中心が、行政直営になっている。今後もこの自治組織を束ねる中心が、榑引地域のみ行政の直営で行っていくという保証はない。そこで、榑引地域にあっても自治組織・自治公民館を束ねる中心的組織(人員配置を含む)を作っていく必要があり、また、その組織が、生涯学習事業や、福祉、防災、地域づくり推進の一翼を担う組織にもなる。またその組織には、将来的には、現在の榑引公民館の管理運営を担っていただいたり、榑引公民館の事業を企画実施いただくことも想定される。

また、この広域的コミュニティ組織は、概ね小学校区単位等でとの指針もあるが、榑引の場合は、中学校区単位で作っていくことも考えられる。それらのことについて、協議いただきご意見を伺うもの。

(案-2) 地域活性化に向けた(住民参画型の)賑わいの創出について

新市の一体感の醸成に努めてきた一方で、榑引地域としての求心力低下を心配する声がある。

本年度 2 回目の開催となった「くしびき夏まつり」は大勢の地域民に参加いただき盛況に開催されている。このように各組織が協力しながら、地域民が一同に集い、賑わいをつくりながら地域民であることの絆を改めて確認できるようなイベント等を創出していけないか。

やるとすれば、どんな賑わいの創出が良いか。また、実施手法等についてはどうしたら良いか等について協議いただく。

## 地域コミュニティ基本方針策定にかかる経過と今後の予定

### 〔経過〕

- 庁内ワーキング（担当者）
  - 23.12.19 第1回ワーキング
  - 24.1.19 第2回ワーキング
- 幹事会（課長級）
  - 24.1.23 第1回幹事会
- 地域コミュニティあり方検討委員会
  - 24.3.13 第1回あり方検討委員会
    - ・本市の地域コミュニティの現状と課題について
- その他
  - ・住民自治組織代表者会議（第1回 23.7.8、第2回 24.2.15）、
  - ・各地域審議会等

### 〔今後の予定〕

| 日 程                 | 内 容   |
|---------------------|---|
| 第2回検討委員会<br>(4月26日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回委員発言を踏まえた取り組みの方向性</li> <li>○主要な施策の方向性<br/>これまでの庁内検討や行革の取り組みを踏まえた主要施策について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域課題の解決を目指す地域コミュニティの構築</li> <li>②広域的なコミュニティ組織の育成と活動拠点の整備</li> </ul> </li> </ul> |
| 第3回検討委員会<br>(6月頃)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な施策を柱とした基本方針の構成について</li> <li>○主要な施策にかかる主要事業についての検討<br/>(地区担当制、総合交付金、課題解決型コミュニティ等)</li> </ul>  |
| 第4回検討委員会<br>(8月頃)   | ○基本方針の素案  |
| 第5回検討委員会<br>(10月頃)  | ○基本方針の案   |
| (12月頃)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメントの実施<br/>市広報、ホームページを通じた基本方針案に対する意見の募集</li> </ul>  |
| (1月頃)               | ○基本方針の策定  |

→ 9月以降



## 第1回検討委員会を踏まえた取組みの方向性等

第1回地域コミュニティあり方検討委員会における委員発言を踏まえ、今後の検討における取組みの方向性等について以下のように整理してみました。

[上段：委員の意見等、下段：事務局方針案等]

|   |  |
|---|--|
| 1 | <p>・コミセンは貸し館というイメージしかなく、地区公民館がそうなっては困るという考えでいる。</p> <p>→行財政改革で示されている地区公民館の見直しについては、必ずしも鶴岡地域のコミセンを目標としているものではありません。なお、鶴岡地域のコミセンでも、市生涯学習事業補助金等を財源に地区公民館と同様に生涯学習事業を実施しています。(コミセンの活動概要に関する資料参照)</p>  |
| 2 | <p>・自治公民館活動に経費がかかり過ぎているのでは、活動がマンネリ化しているのでは、との問題意識</p> <p>→自治公民館活動に対する行政支援の内容も地域ごとに大きく異なっていることから、見直しの対象と考えています。コミセンや地区公民館がある地域と、そうでない地域とでも自治公民館の役割は異なるものと考えられます。</p> <p>また活動内容についても、住民ニーズに合ったものになるよう、そして地元の課題解決に繋がる取り組みとなるよう働きかけていきたい。</p>                        |
| 3 | <p>・公民館長の手当てを上げてくれるという話があったが実現せず、年間数十回の勤務を安い手当てでこなしている。</p> <p>→これからの施策の方向性として、単位自治組織の機能を補完する「広域コミュニティ組織の設置」と、地区公民館の機能強化を図る「地域活動センターへの移行」を予定しており、これが実施された場合は、施設の職員は地元のコミュニティ組織の雇用となり、給与等も地元で定めることを想定しています。</p>   |
| 4 | <p>・過疎地域なので一番困っていることは除雪。</p> <p>→道路除雪後の玄関前の除雪も個人で対応できない課題としてクローズアップされていることを受け、昨年度、新たに「地域除雪パートナーズ支援事業」を実施し、地域コミュニティにおける除雪支援体制の構築に取り組みました。初年度ということもあり課題もありましたが次年度に向けて改善できるよう関係者と情報交換していきたい。</p>  |
| 5 | <p>・温海地域は少子高齢化が進みながらも地域コミュニティの力はあると考えているが、小さい集落では自主運営ができなくなってきた。</p> <p>・温海地域では自治公民館が中心となり地域づくりを担ってきた長い経過があり、このままのやり方でよいのでは。</p> <p>→温海地域では、地理的な面や施設面の理由から、当面の間は引き続き単位自治会が中心となり自治公民館を拠点に地域づくりを推進することを想定しており、現在取り組んでいる集落ごとに担当市職員を定めて実施している集落懇談会事業を継続しながら、地域に応</p> |



|    |   |
|----|---|
|    | <p>じた施策の検討が必要と考えています。その一方、更なる少子高齢化が見込まれるなか、将来の対応策を早めに検討することも大切であると考えています。</p>   |
| 6  | <p>・温海地域では、海や山など観光資源もあるので地域活性化に向けて自治会を中心に頑張っている。</p> <p>→コミュニティ活動として地域活性化事業に取り組む事例が増えるよう、支援のあり方を検討していきたい。</p>   |
| 7  | <p>・これまではt o t oの補助金があったが、24年度以降は財政難に至る見込み。</p> <p>→活発な地域活動を行ううえで財源確保は重要であり、地域活動等を支援する様々な制度があることから、外部資金の獲得に向けて行政と地元が積極的に取り組むことも重要と考えます。</p>   |
| 8  | <p>・地域ごとに文化が大きく違うと感じており、一つの基本方針にまとめるのは至難の業</p> <p>→コミュニティ施策において地域の個性を尊重することも大切であると認識しており、全体的な大きな方向性を定める「基本方針」の他に、庁舎地域ごとの個性に応じた「地域計画」を定めてはどうか。</p>   |
| 9  | <p>・高齢者と子どもたちのことを考えたコミュニティにしていきたい。</p> <p>・自治会内でも子ども、親、高齢者の互いの顔が見えないということがあったが、地域の繋がりがなくなってきていると感じる。</p> <p>→地域の人間関係の希薄化は、就業構造の変化や自治会行事が減少や子どもたちがスポ少や習い事で忙しくなっていることが一因と考えられますが、絆を強める取組みを意識的に自治活動に取り入れる必要があると考えられます。</p> |
| 10 | <p>・30代後半になると土日もなく働いている実態にあるが、ツイッター、フェイスブックを通じて集まり、活動する動きもあり、時間によっては自治活動もできるのでは。</p> <p>→自治活動を推進する上で、一同に会するだけでなく様々な参加機会を設ける工夫をすることも重要と考えられますので、事例を探し普及に努めることとしたい。</p>   |
| 11 | <p>・家庭内のコミュニティがあってこそ町内会・学区のコミュニティが生まれるのでは</p> <p>→地域コミュニティの問題として整理している高齢者のみ世帯の移動、介護、除雪といった事案も、家族の形の変化の結果ともみられます。家族のあり方について「基本方針」にどう位置付けすべきか検討していきたい。</p>  |
| 12 | <p>・コミュニティの中で一番困っているのは結婚できないことではないか。行政も本気で取り組む必要がある。</p> <p>→昨年度から行政施策として婚活事業に取り組んでいます。<br/>(平成24年度地域振興課の事業概要：別紙)</p>   |
| 13 | <p>・「個人情報保護がネックになっている」とあるが、勉強不足でそう感じてしまうのではないか。</p> <p>・個人情報を纏めていかないと自主防災活動に繋がらない。</p> <p>・個人情報の漏洩と開示などの問題はありますが、町内会長がしっかり説明して集めた情報は庁内から漏れないようにすべき。</p>   |

|    |   |
|----|---|
|    | →個人情報の過剰な保護意識が問題となっており、昨年度は自治組織の代表者を対象に、弁護士を講師に招き個人情報の取り扱いについて研修会を開催しており、引き続き正しい知識の習得・普及に努めていきたい。   |
| 14 | ・若い人を連れてきて定着するような支援をお願いしたい。   |
|    | →市では雇用対策事業などによる人口定着に取り組んでいますが、地区ごとの人口維持については行政としての取組みは難しいため、コミュニティ活動を通じ魅力ある地域づくりを進める必要があると考えます。   |
| 15 | ・朝日地域では区長は毎年替わり、区長の技量がない集落は活性化しない状況<br>・黄金地区でも10集落のうち半分は住民会長が1年交代になる。やっと覚えたら任期がきて辞めてしまう。せめて2年か4年はやってもらいたい。そういうことをまとめていくのも自治振興会（広域的コミュニティ組織）の役目だと思う。 |
|    | →輪番制度のデメリットとして指摘されている部分であり、広域的コミュニティ組織との役割分担のあり方も含め、議論していきたい。   |
| 16 | ・文化芸能の継承が困難になってきている。職業が様々で集まって取組むことができず、自分の子どもに教えるなどの努力をしている。   |
|    | →現在、地域の文化芸能の現状把握に取り組んでいますが、後継者の確保は課題であると認識してします。集落単位での継承が困難になっている場合は、より広域的なコミュニティの単位で継承に取り組むことも一案と考えておりますが、具体的には、今後、行政と地元の両方で検討していきたいと考えています。       |
| 17 | ・非常備消防（消防団）の能力が懸念されているが、常備消防の能力を示して欲しい。（それによつては、消防団は予防査察等を重点的に取り組むことで足りるのでは）<br>・消防活動は常備消防が担い、消防団はその後の後始末をするような形でいいのでは。                             |
|    | →常備消防にも同時多発的に発生する災害対応には限界があり、広大な鶴岡市において地域の中核を担う消防団活動は貴重かつ重要であります。   |
| 18 | ・自治活動に不可欠な自治公民館の整備にあたっては、市の予算に限らず様々工面し財源を確保する必要がある。   |
|    | →自治活動においては集会場所の確保が不可欠であり、既存の公共施設の利用促進も含め行政支援のあり方を検討していきたい。  |
| 19 | ・自治組織に関わる政策がトップダウンになっていることが危惧される。<br>・市からの一方通行が多く、現場で検討する機会がなくあたふたしているので、情報公開をお願いしたい。   |
|    | →地域コミュニティ活動の主役は自治組織をはじめとする市民の方々であり、市の政策形成に関係者の意見を反映できる新たな仕組みが必要であると考えています。  |
| 20 | ・今の子どもたちは、進学・就職で家を離れるので、外で生活しても故郷の良さを感じてもらえることを期待している。  |
|    | →子どもたちの「郷土愛」を育むことが、地域における後継者育成にも繋がることと考えられるので、コミュニティ活動として力を入れて取り組んでいただきたい。  |

|    |  |
|----|--|
| 21 | <p>・雇用がしっかりしているとか、税制面で優遇されるとか、子どもが安心して暮らせるとか、「鶴岡って良いところだな」と感じ、人が集まってくるような体制が必要。</p> <p>→未婚化と同様、人口対策はコミュニティの根幹に関わるテーマであり、行政として施策の検討を進めていきたい。</p>  |
| 22 | <p>・足が不自由だったり、交通手段のない高齢者が増えている。コミュニティとしてそういう高齢者をどう考えるか。</p> <p>→家族の形が変わり、高齢者の移動手段の問題や日ごろからの見守りなど、これまで主に家族内で対応していた事柄が、地域課題として大きくなってきており、今後ますます顕著になると考えられることから、コミュニティと行政が連携を図りながら取り組んでいく必要があるものと考えます。</p>  |
| 23 | <p>・「行政からの依頼が多く役員のなり手がいない」とあるが、役員の負担を減らすうまい方法はないのか。</p> <p>→行政側の課題と認識していますが、例えば会議の日程を関係課で調整することで、1日で複数の会議を済ませたり、必ずしも自治会単位で取り組む必要がないものについては、今後導入を検討している広域コミュニティ組織で取り組んだりすることで自治会役員の負担を軽減するなど、地域の関係者とともに検討していきたい。</p>  |
| 24 | <p>・地域コミュニティでは、生涯学習といわれるが地域活動をやりながら教育機能が発揮できるよう工夫が大事</p> <p>→平成24年度の市の機構改革により、自治会活動とそれに関わりの深い生涯学習部門を一体的に推進するため、市民部にコミュニティ推進課が設置されました。また、行財政改革大綱においては、地区公民館の機能強化を目的に、「地域活動センター（仮称）」への移行が示されるなど、生涯学習と地域活動を一体的に推進する体制が整いつつあります。</p>   |
| 25 | <p>・空き家を売る事は難しく、行政から手を差し伸べていただき外部から人をつれて来る様な方策はないのか。</p> <p>・空き家が3,000軒程あると聞いている。酒田市では条例化して空き家の管理について強制的に強めている様だ。鶴岡市でも条例化すべき。</p> <p>→空き家対策については、市内2,273棟の空き家について老朽危険度判定を実施し、再利用可能な優良空き家と適正管理や解体誘導を求める老朽空き家の両面から対策を講ずる予定です。空き家の売買や仲介については、宅地建物取引業協会、建設業協会を中心とした民間組織で、空き家、空き地が有効活用される様々な活用方法について検討しており、また、老朽危険空き家についても安全管理が保たれるよう市で条例制定を検討しています。この両者の制度が同時施行できるよう年内を目途に準備を進めています。</p> |
| 26 | <p>・未婚の話だが、結婚の平均年齢は現在30歳を超えているので20代後半・30代前半の資料でいいのかなと感じた。周りでも30代後半や40代・50代が独身で親と同居している人達が結構いる。</p> <p>→50代までの未婚率、未婚者数のデータを追加しました。</p>  |

# 「基本方針」の主な施策にかかる背景と方向性 1 / 2

## 地域課題解決型地域コミュニティの構築

自治組織の機能は大きく分けて、①課題解決機能、②生活充実機能、③環境維持機能があります。将来にわたり市民が安心・安全に暮らしていくためには、特に課題解決機能の確保が重要と考えられます。

### 【行政と地域コミュニティとの連携の体制づくり】

#### 【背景】

・社会構造の変化に伴い、地域課題や住民ニーズの増加・多様化が予想されるなか、行政側も人員や財源の縮小が避けられないため、地域課題の解決に向けた新たな枠組みが求められる。

・自治組織に対し行政が縦割りで様々な業務を依頼するため、役員の負担になっているとの指摘がある。

・藤島、羽黒、檜引、朝日地域では、自治会等の長が市の非常勤特別職を兼務しており、行政と自治組織との関係が鶴岡、温海地域と異なっている。

#### 【方向性】

▶多様化する地域課題への対応は自治組織が主体的に取り組むものとし、行政はそのために必要な研修や各種情報の提供を行う。

▶その一方で、行政は地域課題や住民ニーズの把握に努め、自治組織だけで解決できない課題については、協力して課題解決に取り組める仕組みづくりを推進する。

▶行政の担当窓口機能の強化を図り、行政依頼業務の内容を精査するなどし、自治組織の負担軽減策を講じる。

▶行政と自治会等が真のパートナーシップを構築するため、非常勤特別職制度の見直しを行う。

### 【地域コミュニティ組織への支援】

#### 【背景】

・単位自治組織への運営補助金の有無や防犯灯経費の補助の有無などが地域ごとに異なり、一部から不公平との指摘がある。

・行政の各部署が目的ごとに補助金等を交付しているため、申請や実績報告にかかる手間が自治組織の負担になっている。行革においては総合交付金化の方向性が示されている。

#### 【方向性】

▶補助金交付にかかる自治組織の事務負担を軽減し、地域の事情に即応した活動を支援する観点から、総合交付金化（防犯灯経費含む）を導入する。制度導入にあたっては、地域の実情にも考慮した制度を検討する。

▶人的支援として職員の地区担当制の検討や、職員の地域活動参加を促進する。

## 「基本方針」の主なにかかる背景と方向性 2/2

### 広域コミュニティ機能の育成

住民に最も身近で中核的な機能を有するコミュニティ組織は、町内会・自治会・自治体といった単位自治組織ですが、人口減少や高齢化の傾向を受けその機能も縮小傾向が伺われ、社会動向の影響を受けにくいと考えられるより広域的なコミュニティ機能の設置・育成の必要性が認識されます。

#### 〔広域コミュニティ組織の設置・育成〕

##### 【背景】

- ・本市の単位自治組織の過半は50歳以下で構成され、人口減少・高齢化の影響が懸念される。
- ・現在鶴岡地域では小学校区単位に広域コミュニティ組織が設置され、コミセンを管理運営しながら、地域活動が実践されている。
- ・横引地域では行政施策として自治会の規模拡大（合併）を推進し機能強化を図ってきた経過がある。

##### 【方向性】

- ▶引き続き単位自治組織が地域コミュニティの中核的な機能を果たせるよう支援をしつつ、縮小傾向にある単位自治組織の機能を補完するため、広域コミュニティ組織の設置・育成を推進する。
- ▶設立後30年余り経過した鶴岡地域のコミュニティ組織については、これまでの活動を振り返り今後のあり方を検討する取組みを推進する。
- ▶地域により実態が異なるため、広域的なコミュニティの区域設定や組織の形態は柔軟に検討するとともに、導入の時期も一律の導入には拘らないこととする。

#### 〔地域活動拠点の整備〕

##### 【背景】

- ・行革で、地区公民館については平成27年度までに「機能・運営手法の見直し」、広域コミュニティ組織については、平成26年度から「育成」の方針。
- ・地区公民館は、地域活動拠点としての機能強化が期待される一方、横引地域には地区公民館がないなど、地域による差異がある。
- ・鶴岡地域のコミセンはこれまでの検証が必要

##### 【方向性】

- ▶地区公民館は、広域的なコミュニティ組織による管理運営のもと、活動拠点（仮称：地域活動センター）として機能強化を図るよう、方策を検討する。
- ▶藤島、羽黒、朝日地域では概ね小学校区に地区公民館が設置されていること、また小規模な自治会が多いことから、広域コミュニティ組織の設置と併せてモデル的に地域活動拠点化に取り組む。
- ▶鶴岡地域のコミセンは、今後の地域活動拠点としてのありべき姿を議論し、必要に応じ指定管理のあり方などを見直す。

## 【第2回地域コミュニティあり方検討委員会経過】

日時：平成24年4月26日 午前9時30分

場所：鶴岡市総合保健福祉センター 大会議室

＝出席委員＝

山田登委員、富樫啓二委員、安藤良昭委員、佐藤進委員、工藤精委員、前田勝委員、平藤博巳委員、佐藤正委員、奥井厚委員、斎藤徹委員、渡部芳幸委員、竹内峰子委員、中野律委員、小沢互委員、早尻正宏委員、武田真理子委員

### 1. 開会(市民部次長兼コミュニティ推進課長)

### 2. 挨拶(小沢委員長)

新年度から体制が変わって前回3月13日に第1回を開催し、スタートしていますが、鶴岡市を社会的にみると色々なコミュニティにおける課題が出てきました。鶴岡を朝・夕方通勤で歩いているとたくさんの見守り隊の人たちが活動されているのを見かけます。鶴岡は面積的に大きくなりましたが、色々なところでそういう活動が行なわれていて、これは比較的コミュニティのレベルが高い地域であると思います。

コミュニティのあり方はいつも検討しなければならないと思います。合併した市としてどうあるべきかこの場で提示していければというふうに思っています。

### (委員紹介)

前回欠席された委員の方をご紹介します。

今回は、出席委員全員から自己紹介と地域コミュニティに対する現状認識等について、ご発言いただきましたので、これから呼び出す委員の方々にも、現在の活動状況や地域コミュニティに対する現状認識についてご発言願います。

### 委員

朝日地域で昭和の大合併以前でいうと大泉村というところの出身です。先日の資料の中に少子化・高齢化・若者世帯の転出等があり住民一人当たりの負担が増えたというのがありました。一番感じているのが合併後の公共料金・税金の大幅増加です。理由は特例期間の財政収支というところでしょうが、行革ばかりが先行して過疎化に拍車をかけていると感じています。自治会・集落でも色々課題はでるが、最後は諦めが先行してしまっています。地域コミュニティがしぼんでしまうのではないかと危惧しているところです。また、役員の関係で、朝日地域も同様で役員の半数～6割以上が一年で交代です。本来自治会の代表のはずですが、行政からの業務が多くなったり煩雑になったり、負担ばかり感じるからなのかなと思っています。若い方では20代とか、そういう人達が非常勤特別職になるので、

なおさら負担ばかり感じるのではと思っています。宜しくお願い致します。

#### 委員

鶴岡市児童福祉審議会の代表を努めさせて頂いています。児童福祉の立場からいいますと、鶴岡市は学童保育がとても充実していました。郊外地においても放課後子供教室は地元の人達からご協力いただき、学童の子供達の放課後の過ごし方に安心感を抱いています。地域の方々からご協力をいただきながら地域の子供達を守るのが一番のコミュニティと感じるところです。

問題としては、学校行事が週5日制の影響なのか、働く親たちの便宜を図っているのだと思いますが、土曜日に入学式・卒業式・授業参観等を行なう学校が多くなってきました。そのため、月曜日に振替がきて休みなるというのが目立ってきました。その月曜日に子供達はどのようにするのかというのが、これからの課題と思っています。少子化により、中々地域の子供達が群がって遊ぶ姿が見えません。三瀬でもコミュニティセンターを利用して放課後子ども教室を行っていますが、地域のOBの方々から支えられながら、親や学校との連携を図りながら現状を打破していくしかないのかなと思っています。

#### 委員

鶴岡に来て3年目となりました。森林政策が専門です。山村のコミュニティの実証研究をしています。その研究の中での実例として鳥取県智頭町の地域再生を見てきました。その中で取り上げた知見というものをお話できたらと思います。その例では若い人を含めての住民参加が地域コミュニティ再生の大きな鍵となっておりました。そうした幅広い参加を基にした地域づくりがコミュニティの再生に繋がるとと思っています。

#### 委員

東京都出身ですが、庄内に来て12年目となりました。殆ど期間鶴岡市にいますが、日頃は酒田キャンパスにいるので庄内全域の色々な方々に学びながら生活してきました。鶴岡市との関わりは、H21年度に鶴岡市地域コミュニティ住民活動実態調査に参加しまして朝日地域の繁岡・大平・中村、鶴岡地域田川の東目の4地区に調査と言う形で入らせていただき、住民や会長の方々に大変お世話になりました。課題はたくさんあると思いますが、生活の豊かさというもの、あるいは自分の将来・人生を考えたときに、色々資源として、非常に広範囲で多様性があると思います。鶴岡ならではの良いところを生かしたり、伸ばしたり、若い人達に伝えていきたいと思っています。そういう地域コミュニティの方針を作れたらいいなと思っています。専門は社会保障と地域福祉です。研究では住民が災害時にどういことができるのかをテーマにしています。宜しくお願いします。

### 3 説明

#### (1) 第1回検討委員会の開催経過について

事務局より、資料「地域コミュニティ基本方針策定にかかる経過と今後の予定」、「第1

回検討委員会を踏まえた取り組みの方向性等」に基づき説明

委員

資料2のP1の1にあるコミセンが貸し館とはどういうイメージか具体的に説明していただければ。

事務局

藤島地域で多く出された意見ですが、とらえ方としてコミュニティセンターが単なる箱物であるという認識であるという事です。外部の方々が利用したい場合に利用していただく形であり、日頃コミセンが主体となった様々な事業が行なわれてないのではというご質問でした。コミセンが自主的に様々なソフト事業や地域づくりも実施しており、建物の管理だけではないということを説明しています。

委員

資料1で確かめておきたいことが、今後の予定の中で12月にパブリックコメントを実施されるわけですが、そこで審議されると色々な意見がでると想定されると思いますが、パブリックコメントと1月策定の前にもう一度検討委員会開催の必要があるのではないのでしょうか。色々な意見がでてくるので、基本方針を変えるほどのものがでてくるかどうかはパブリックコメントをあけてみないとわからないと思います。そういう準備はあるのでしょうか。

事務局

基本的にはこの検討委員会の中で基本方針の方向性をご検討いただく事としています。大きな方向性は変わらないものと考えていますが、パブリックコメントを実施した上で市民の皆さんに色々ご意見を頂き、それを踏まえて状況に応じて開催を含めて改めて検討させていただきたいと考えています。

委員

文化会館での地域検討委員会でもパブリックコメント多く頂きました。結果的に多くの意見が出たが、事務局が言った様に基本方針を変えるようなものはありませんでしたが、委員会としてはパブリックコメントに答える用意が必要なのではと考えます。色々な意見に対して自分達はどのように基本方針を決めてきたと確認する必要があるのではと思うので、今後検討いただきたい。

議長

現時点だとパブリックコメントはあまりでてこないことを前提とした計画のところもあるので、パブリックコメントに対して、委員会からコメントを返した形での基本方針の決定のシステムをお願いしたいと思います。



#### 事務局

委員長にもご意見いただきましたので、検討させていただきます。

#### 委員

コミセンは貸し館という話ですが、今まで公民館体制で活動やってきました。鶴岡地域では30年前にコミセンが発足して、活動を行ってきたと聞いています。そういう話を聞いて、色々なコミセンに伺って話を聞いてきました。公民館という名称がなくなり、コミュニティセンターとなることは間違いないと思います。そこでどのようにして対応していくかが課題です。生涯学習だけではなく、福祉・防災等を事業に含めていかないといけないとなると、今までより内容が膨らんでいくので対応していかないといけないと思っています。今まではコミセンは貸し館業という感覚しかありませんでした。公民館館長や職員の待遇とかそういう経済的な面でどれだけ対応していけるのか、集落の戸数が小さい地域では負担が多くなるのではないかと。やはり行政側からの依頼が多くなるのではと危惧を抱いています。そういうことないようにお願いしたいと思います。

#### 議長

この件については協議の中でも検討していく内容なのでご意見ということで宜しくお願いします。

#### 委員

地域除雪パートナーズ支援事業ということでH23年度に初めて実施していただきましたが、大変助かりました。4台いれていただいて、入荷がかなり遅かったため、使用があまりできませんでしたが、これに対する支援がH23年度ぼっくりというイメージがあります。経済的な支援を今後もお願いしたいです。次年度に向けて課題を改善できるように関係者と情報交換していきたいとありますが、ぜひ実施していただきたいです。

#### 事務局

地域除雪パートナーズ支援事業は昨年度初めて実施した事業。実施の時期も交付金事業の関係もありまして後半にずれ込みました。また、除雪機の導入につきましても災害の関係で一部導入の時期が遅れたようです。初年度であり、各地区・地域で様々な取り組みを行っていただいています。実態について市で把握し、検証・評価を行いたいと考えています。また、今年度以降についても地域の支えという機能の発揮に結びつくような事業の展開を進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

#### 議長

経過と第1回あり方検討委員会を踏まえた方向性についてですが、先ほど事務局から説明ありました、資料7のホームページ掲載についてご承認いただけますでしょうか。

一同 異議なし

#### 4. 協議

##### (1) 基本方針の主要施策の方向性について

事務局より、資料「基本方針の主な施策にかかる背景と方向性」に基づき説明

議長

基本方針の背景と方向性ということで説明がありましたが、これを基に基本方針の策定を行なっていくわけであり、協議を行いたいと思います。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

コミセン化とか、名前を変えて地域活動センターとか色々な名称がありますが、資料 4 に第 1 学区と京田の資料がありますが、これをそのまま読み替えて第 1 学区コミセン、京田コミセンとすると、第 1 学区の補助対象経費は 1,376,000 円と京田の場合は 1,640,000 円と思われます。ただ、これだけではコミセンの全体の予算は分かりません。私のところは小学校単位の地区公民館となっているが、公民館の活動が趣味、教養講座に重点を置きすぎているということには同感です。そういう事業が中心なので、毎日生活が忙しい人は全く参加できないです。たまたま時間があって興味があるメニューがある人が参加の中心となります。地区の運動会はそのようなことを言っていられないのでまた別ですが。コミセンの事業の中にある地域づくりとかの活動には内心興味があります。鶴岡のコミセンの実態を知らないため、どれくらいの交付金、事業費に対する補助割合になっているのかという中身が全くわからないし、他の委員の方からもありましたが、職員の待遇などが全く見えないのも実情です。モデルとして現状やこれから検討・見直したいところを具体的に出してほしいです。コミセンのない地域は全く見えないので具体的な話を聞きたいと思います。差し支えないところで結構なので全体像を示していただければと考えます。

議長

事務局は、次回に向けてご用意したい。

委員

只今の質問に関連した質問ですが、我々もコミセンの実態がわかりません。地域の事情に配慮した審議をするとそういうことになっていきますが、どういうふうな世帯のところでどういうふうになり立ってか具体的な事例を出していただけると、自分のところはそのようなのではと検討することが可能になります。具体的な事例をつくっていただいた上で検討するようにするのがいいのではと考えます。

## 事務局

コミセン化とか、地域活動センターとか名称が色々出ているとありましたように、今地区公民館の見直しで目指しているのは、鶴岡地域にあるコミセン化ではないので、そういう意味でコミセン化という言葉を使用せず、新たな言葉として地域活動センターという言葉を使用しています。ただ、鶴岡地域コミセンの実績というものが1つのベースとして議論をされていくかと思しますので、頂いたご意見にお答えする資料を次回まで皆様のお手元までお届けできるよう対応します。

## 委員

皆様とは考え方が違うと思うが、私はまちづくりということで、町の活性化が地域のコミュニティに繋がると考えています。以前の工作在商店街活性化とか店舗開発のほうにいたものですから、町を見るという事に関心があるのですが、地域はいままで行政に頼り切っていたところがあると思います。人が減って地域的にも担い手がいなくて今困っている状況にあるのも事実です。ただ、地域の中には色々な人材がいて、この分野だったらできる、これだったら手伝える、この時間だったらできるという人も数多くいると思います。その人達を上手に利用できるような仕組みをつくっていただくと繋がると思います。

以前、藤島の中心街で働いた事があります。そこはスーパーの跡地にできたお店でしたが、スーパーができて、商店街が寂れていって、今スーパーは大型駐車場完備の大きい道路のほうに移動しているので、町は本当に寂しくなって、高齢者が買い物に行くとなるとこの辺には交通手段が無くて、その結果どうなるかという外に出なくなるのです。引きこもりではないですが介護みたいになるという形が多かったのです。その跡地に商店街から少しずつ物を集めて、地域の活性化をということでのお店でしたが、最初は高齢者の方も信用してくれませんでした。個人情報とか色々事情があるわけです。その中で認知症を患っていても女性の方で、買い物に来るのですがお金の管理の仕方を忘れてしまって、財布に20万とか30万とか平気で持つようになって、一人暮らしの方だったのですが、そういうのを家族の方は知っているのかどうか、一応連絡したほうが良いのかと悩んだのですが、相談したところ、その家族はなにかあったら連絡下さいと携帯番号を教えてくださいました。その後そういうニーズが増えてきました。そういうのもコミュニティだと思います。一人暮らしはどこの市町村でも多くなっていると思いますが、いざ頼るとなると近隣の住民となるかもしれませんが、留守であるとか色々あると思います。色々繋がる手段を持っていたほうがコミュニティは繋がるのではと考えます。色々な人材が地域に埋もれています。色々な人を巻き込んで全部を委ねるのではなくて、こういうのがあるのですがどうですかねとか、相談してコミュニティに繋がればと思います。私が住んでいる町内会では街路灯が消えていると新聞配達の人が町内会長へ連絡する仕組みをつくっています。このようにいろんな人を巻き込むというのも重要な視点だと思います。

## 議長

専門的なご意見ありがとうございました。

課題解決機能の課題という言葉はきれいだが、中身が重要でして、それを検討しながらコミュニティを考えてほしいと思います。次回事例の中でどういう対応をしていくのか、事例の中でどういう課題がでてくるのかまとめていただけると助かります。

#### 委員

地域課題解決型地域コミュニティの構築の中で、地域コミュニティ組織への支援の方向性の部分に注目しています。温海地域では、ある程度このような形で人的支援として地区担当制とか、職員の地域活動参加の促進は現在行なっているような形ですが、今後この形を推進する中で他地域の差異というか、現状をお聞かせ願いたい。

#### 事務局

人的な支援での差異ということですが、今の温海地域では各集落単位の懇談会、職員が担当を決めて参加して話しあいを進めていると聞いています。温海 27 集落すべてに職員関わることが可能な状況ですが、例えば 250 もある鶴岡地域で同じ事ができるかという点と難しいと考えています。鶴岡地域ではどういう単位になるか考えると、これからの検討となりますが、現在鶴岡地域には 21 のコミュニティセンターがあり、そこに広域的なコミュニティ組織があるので、例えばその単位での担当職員というのものもあるのかなと思っています。このように各地域でコミュニティ組織の現状等が違うので、鶴岡市で担当制を導入する場合、一つの方向ではなくて、各地域にあった様々なやり方を検討していくものとして考えている次第です。現在は、地区担当制は温海地域のみで行なわれていますので、温海地域の現状を分析しながら、今後鶴岡市全体でどのように導入していくのが相応しいか検討していきたいと思っています。

#### 委員

ある程度わかりました。そういう中で前回もお話しましたが、高齢化社会の中で今後地域と職員の連携が必要・重大になってくるように感じています。前のご発言であったように、色々な地域に色々な人材があると思いますが、今後地域の人材活用の組織化を、その地域でどのように行なっていくかが重要な課題だと思っています。

#### 委員

各町内会の具体的な活動等について、色々情報交換をしながら全体的に取りまとめたしたいと思っていますが、中々会議の中でそういう情報交換は難しい状況であります。ただ、学区や様々な研修会の中で色々話を伺いながら、課題や今後解決すべきこととして出ているのは何かと検討進めている段階です。例えば、ある町内会はできてから 11~12 年あります。当初は 130 世帯くらいでした。現在は 230 世帯と今年度は市の方に報告していますが、アパートの世帯数が正確に把握できない状況にあります。町内会としては部屋数を世帯と数えさせていただくといっているが、経営者からそれだけ人が入っていない、空き部屋があるとの回答でしたが、周辺に住んでいる方からは入っているというような情報

がありましたよと言っても、年度途中で移動しましたということがあって、中々実態が掴めないのです。流動的な形の中でいろいろ運営を進めていかなければならないのが町内会です。学区のことを考えた場合、コミュニティ振興会という1つのコミュニティセンターを中心とした動き。町内会連合会や町内会長さんを中心とした動きもあります。学区社会福祉協議会もありますが、これも重要な組織の団体であり、健康福祉祭とか、健康に関わることの活動をしています。民生児童委員の方々の集まりもあります。地域の中には高齢者、病気の方等、そういう方の情報収集の難しさ、情報公開や共有をどうするかという問題を抱えながら、丁寧に活動しなければならないのが民生委員の方々です。それから、防犯とか交通とか様々ありますが、そういったところの財政に関わる負担があります。負担金というふうになると、町内会のほうからお金が出ていきます。私の町内会からも年間65万円を超える金額がそういった団体に振り分けられる。寄付金も考えると100万近いお金がでていきます。財政負担という視点から見ると、町内会が1つの中心になっていると思うのです。

公民館やコミセンが貸し館と言う話があったが、利用者団体、学区では麻雀クラブ・囲碁クラブ・ガーデニング等、様々な同好会的な団体があります。団体ごとに会費を集めて運営をし、一部をコミセンのほうにお金を出すところ、無料で貸してもらって活動するところ、建物を借りて活動の拠り所とするというやり方もあります。また、コミセン振興会自体の主催事業もあります。コミセン振興会理事会、評議委員会、新春恒例会とか文化展とか、そういうのはコミセン振興会が計画を立てていますし、生涯学習、環境整備というものもコミセンの中に組織されています。また、防災センターという名称もありますので、防災に関わる春の防災訓練とか、秋の総合訓練とか計画をされ、各町内に案内し、町内から役員が意見だす、訓練に参加するといった事業もあります。お祭行事も行っていきますが、これについては学区でもやるし、各町内でもやるということで、日にちがかぶり、どこを本拠にすればいいのかとの意見もあります。コミセンでやらなくても、各町内でやったほうがいいのではとか。または、各町内でやるのを自粛し、学区一本にまとめるのがよいのかというご意見もあります。そういうのを話し合っって整備するなり、分散するなりというふうにしていく必要あると考えます。今後の進むべき道については色々指導してもらいたい。

最近葬式に関して非常に形がかわってきたと感じています。これは人と人の絆が弱くなっているのではないのでしょうか。各家庭が孤立の傾向にあると思うのです。そういうふうにならないように、今後互いに助け合っって、力を合わせてやっていく必要があります。そんな気風を盛り上げていくにはどんな方策があるか考えていく時期に来ているのではないかと感じているのです。

#### 委員

確認というよりお願いなのですが。今回の会議の場は基本方針を定めるために話し合っっていくものと理解しています。前回の資料の中でその後に実施計画の策定となっているが、今回方向性と言うものが出ています。資料に26項目ありますが、これを踏まえた上でとい

うのだと思います。地域課題解決型地域コミュニティ構築の実施計画の話になってくると思うが、これだけの項目をまとめようとするの大変です。次回素案がでてくると思いますが、実際こういう課題がある上で方向性を定めるのだと思いますが、もう少し細分化したものでないと話がとんでしまう恐れがあります。例えば婚活など。事務局にお願いしたいです。

#### 議長

具体的なところを踏まえて全体を決めようと思います。

#### 委員

関連して、基本方針の策定についての意見です。資料3は行革の部分とマッチしていて、大変重要な内容だと思いますが、事務局で作っていただいたものなので、行政側の視点での基本方針の素案になっているという印象を受けました。コミュニティのあり方に関する基本方針でありますので、地域福祉計画のようにみんなでこうしていくのだという方向性を共有できたり、掛け声のような存在といいますか、行政と地域住民一人ひとり、先ほどの委員の方のお話しあったように個人まで、みんな包摂するような形での方針にしなければならないと思います。行政側の視点としては庁内の調整をしていただいている内容になってはいると思いますが、もう少し地域コミュニティ側の視点を入れて頂きたいです。言葉の中にも1つめに『自治組織が主体性に取り組む』とありますが、上から主体的に取り組むといわれても、主体的になれない部分もあると思います。検討委員会でコミュニティ側の視点を盛り込んで頂いて、内容も含めて検討が必要です。

この方針に基づいて地域ごとの実施計画というか地域ごとの方針をみんな話し合えるような大きな指針だと思うので、課題解決機能の課題とは何を指すのかということも非常に重要なことだと思います。それを踏まえた上で、人材活用とか課題解決のための方法ですとか方策というような内容にした方が分かりやすいです。何段階かのレベルに分けて、整理して方針に入れるもの、方針の土台になるような課題を整理するものというような、二段階方式で方針を示せるとみんなで共有しやすいかなと思いました。

#### 委員

一例として自分の学区のコミセンの話ですが、先ほど、町内会やコミュニティ振興会の話が委員の方からありましたが、だいたいの構図としては述べられた構図となっておりますが、私の学区は他学区と違うところがあります。他の学区は町内会連合会がコミセン運営の主体になっているところが多いのですが、私の学区は町内会から町内会役員とは関係のない人をコミセン理事として推薦してもらうようになっています。その人達が集まって、色々な運営をしている。会費は各町内会から頂いている訳ですが、コミセン内の行事については理事の皆さんが各部に分散して企画、生涯学習とか色々あるわけですが、理事全部で26人いますがかなり分散しています。それでは足りないので各理事が自分の伝手で人を集めてきます。

コミセンとしてやることとしては、全てコミセン主体みたいになっていますが、各部の主催で行っています。コミセン自体（コミュニティ振興会）が行なっているものは新春のつどい、年末の忘年会、コミセン祭り等という現状です。

当学区は色々な地域の人が出て、農家の人が多いので野菜をコミセン祭の時に売りに出している時もあります。

コミセンの会長そのものも理事の中から互選で選ばれていまして任期は2年です。社協とか、町内会連合会とか様々な団体がありますが、年に2、3回は各団体の意見交換を実施しています。なるべく軋轢を生まないように意見を出し合って進めています。4月27日の総会で色々な意見も出て来ると思っています。それを踏まえて進めていきたいです。コミセンの職員に関しては市の助成金の内要員費を出しています。中には各学区で人件費十何割のものを加算しているところもあるみたいですが、それは地域毎のやり方だと思っています。

#### 委員

藤島地区は5つの公民館とそれに付随する61町内会がある。4月24日に町内会長会開催しました。また、4月25日に青少年連絡協議会という公民館活動の下部組織に年間の行事聞いてきました。藤島地区も色々と地域展開が違っていまして、元町地区はサラリーマン世帯が多く、周辺地区はほとんど農村。そういう地域の違いもあるし、それぞれ獅子舞りを保存している集落が多く、8月奉納の踊りをするという形がほとんどです。地域にあった形でコミュニティセンターの作り方をするというと色々難しいことが発生します。そういうことを含めながら考えていかなければ、地域の事情に配慮した支援となると統一できないようになっていくと思います。負担が多くなるところは少し我慢してもらってやっていただくような考え方が必要だと思います。どういうふうな形で実施するか、総合交付金の形をどういうふうにもっていくかを早く示してほしいです。

#### 委員

コミセンと公民館活動の役割がいま一つはっきりしないので吟味が必要です。地域が生き残るためには何をしたらよいかといった方向の考え方みたいなものを皆が持っているのではないのでしょうか。昨年鶴岡市の地域活動補助金で20万円くらいもらいました。村おこしをしようという動きがあちこちで起きてきています。先ほど話あったように人材活用・発掘、地域の風致・地産を生かして、地域を活性化していくというのがより大きな課題です。そういったものを活かして、その地域だけでなく隣の地域との連帯と人材をコーディネートするという形で動いていくという視点も必要だと思います。自治体がするのか行政のほうで認識してもらえるのか。これからは地域だけの活き方ではだめだと思います。人材を地域で活かし合っていく、地産・地域の財産を全体で活かしていく、コーディネータ的な役割をどういう形でやっていくのか、きちんと方向付けをしてもらえたらと思います。

## 委員

あり方検討委員会も 2 回目となり、みんなの言いたい事・発言が多岐に渡っています。これから 3 回の検討委員会がありますけれども、もう少しテーマを絞ってこのテーマについては皆から意見をもらいたいというものを考えていく必要があります。26 項目出たわけですが、我々は住民代表ですが、そういう役員目線で見ているようです。実際に住民は何を求めているのだろう、どうしてもらいたいのだろうと考えているので、自然とそういう目線になってしまいます。どこら辺に着地したらいいかは皆様の考え方ではありますが、もう少しテーマごと絞って、これから 3 回のうち 2 回くらいはやっていけたらと思うのです。

## 委員

2 つの点について申し上げたい。1 つめは、ご意見が色々出ていますが、本日提供頂いた資料の中でも、社会教育活動が近年カルチャー化して趣味中心になってきている事です。そればかりではないですが、そういう形になっています。時代のトレンドということもあると思いますが、自分の経験上、本来社会教育活動の中には生活課題や地域課題に取り組むべく本来の使命が今でも当然あるのではないかと思うのです。その場合いずれの場合もこれを取り組んでどうするかというのは、あくまでも住民が主体でなければならないと考えます。地域に大きな課題あった場合、話し合い・学習をしなければならないのです。その結果、次の段階、どういうプランになるのか、色々でてきて検証しなければならないのですが。現職のとき、圃場整備事業、大規模な田んぼの基盤整備がありまして、そのとき非常に悩みました。先祖代々の非常に小さな田んぼ、あるいは段差がある田んぼをガラガラポンにして 20~30 a の圃場をつくるわけで大変な心配していました。賛否両論がありました。山形大学農学部の方を総動員させていただいてあらゆる学習会を開きました。水利とか農業経済、航空部門、土木部門など。いわゆるこれから圃場整備をすればどういいう課題が現時点であるのかという学習会をしたのです。私の立場としては、圃場整備を進める自治体の大きな方針が背景にありましたし、また時代の流れでありました。大変な逆風のなかで学習会を行なったわけですが、結果的に終わってみて、中身は、農家の人達が監督になって、圃場整備の実行委員になって、基盤整備をしてくれる土木の業者の方々の現場監督をしました。結果的に課題も残ったのですが、大変な逆風の中行なった学習会が、やはり結果として事前に色々なことに対応できたので良かったです。全てが良かった訳ではないのですが。

やはり今の社会教育活動の中でも今日の政治状況の中でもありますので、多くの課題があります。年金の問題、福祉の問題、高齢者の問題等。それに対応していないのではなくて、それを主体者である住民との中でどうやって組み立てていくか、コミュニティの一つの仕事なのではと思うのです。

私は 114 の世帯。650 人の自治会の会長を行なっていますが、4 年前に地域づくり委員会というものを作りまして、地域振興・それから地域の福祉をどうするか、地域の環境をどう整えるか、3 つの部会に分けて、徹底討論を行いました。お金・財政については国の財布から県、市町村、果ては自分たちの財布を含めてお金の心配をしないでこの地域をどうし



たらよいのかということで色々議論したのです。5年、10年先を見据えて思いの丈を述べてくれということでした。結果として自分の地域に対して色々な思いの丈を述べて、この地域をどうしていかなければならないかという結果、大変盛り上がり、最終的にはそこでできた課題を住民憲章という形で残そうとなって、住民憲章として残しています。私の地域ではこれから少なくとも5年先に何が必要か議論しました。自分たちの住んでいる地域で徹底的に話し合っていくということも必要なのではと思いました。その際大変役立ったのは、その先にビジョンを立てるにはその地域がどういう歴史があるのかというのが必要だと思ったので地域史を作成しました。それを実施すれば、地域では素人ばかりです。で十数年かかります。櫛引地域は21集落あるが17の地域で地域史が完成しています。あとの4つは今取組中ですが、ビジョンを立てるには過去があって、現在、未来という流れなのでどうしても今私達が立っているところはどこだったのかということが必要になってきます。

#### 委員

基本方針は主な方向性についてですが、行政は人員や財源の縮小は避けられないでしょう。総合交付金化等は自治組織の負担軽減と載っていますが、これは合わせて行政の負担軽減でもあると思います。

また、地域コミュニティの支援の方向性の中で、人的支援として職員の地区担当制の検討とありますが、これはあくまでも自治組織の主体性があって、人的支援が必要だということには地区担当を置くというのが良いのではないのでしょうか。ぜひ職員を地区担当としておいてほしいというところは相談すれば良いと思います。

最後の職員の地域活動参加を促進するとあるがあえてここで出すことではないです。職員は地域活動に大いに参加をしなければならないと考えます。

#### 委員

方向性の中でコミュニティの機能をどうやって強化できるのかということに関心があります。例えば、町内会自治体単位から小学区単位、中学区単位等、きちんとしたものを示しながら話をしていかないと思います。我々はコミュニティという言葉聞きなれていません。公民館活動を中心に従来やってきました。大きい単位の自治組織の自治公民館活動とはどういったものなのかと思います。もう一回整理したものをお願いします。

現状と方向性がどういうふうになっていくかということをもとめて、もう一回書いて示していただければありがたいです。

#### 委員

ビジョンといいますか方向性の中でかなり大きく変わるところ、大事なところも含まれていると感じました。たとえば総合交付金化はかなり大きな転換です。実際それをビジョンの指針に盛り込むのか、事業計画に盛り込むかということですが、単位自治組織で行なうのか自治公民館単位で行なうのか、もっと大きな単位でやるのか、どんな単位でやる

のか、皆様がどう考えているのか知りたいと思いました。また、総合交付金化という点では、行政としてもお金を出す側のチャレンジだと思います。お金を出して使い道、例えば人件費とか街灯などありますが、自治組織が決めるとなると行政が信頼して渡すということになるので、改めて学習会等してうまく機能させていくというのが求められていくので、自治体、受け入れる側も大変と感ずます。力を試されるという感じずです。次回、皆様の意見を聞きたくたいです。

財政支援と人的支援というのがありました。財政支援は総合交付金化の中で、事業に対してお金を出す。人的支援は職員の派遣等に関しては、何か技術的な専門性とか、仕事を任せるのではなくて、参加の場をつくっていくということに職員のノウハウを使っていくべきだと考えます。それは業務内・業務外について、自主的なものを求めるのでしょうか。そういう訓練も必要なのかなと思います。

場づくりは職員と地元の若い人が参加するというふうにしていただければいいのではと感ずました。

#### 議長

一通り意見をいただきました。次回の件で色々ご提案いただき、検討の仕方というご意見も頂きました。今後の課題というのがありました。ご発言いただいた以上、外せないと思いますので、事務局の方でよろしくお願ひします。

#### 事務局

基本的な方向性を示そうということで、委員の方からいただいた「掛け声」みたいなものが必要だというご提案に同感です。そのことで皆様にご相談したいのですが、掛け声とかキャッチフレーズとか、基本理念みたいなものを基本方針の中に位置づけていく必要があります。その内容をどのように決めていくのかという手法ですが、皆様に次回提案いただくという形がいいのか、それとも事務局から提案したものをたたいていったほうが良いでしょうか。先ほど、事務局のほうからいわれてもというお話もありましたが、ぜひ委員の皆様から決めていただく形になると、よりリアルな基本理念・方針になるのかなと思うが、ご意見をいただけたらと思います。

#### 議長

今事務局からご相談ということで、キャッチフレーズとか技術的な取り組みより、まず理念的な取り組みを考えるべきではないかという委員の方々の意見に対しまして、事務局側から委員のほうから出していただけたらとありましたが、いかがでしょうか。

1つの方向性としては長期計画として、既に鶴岡市には総合計画があります。その中にコミュニティというものが入っていると思いますが、それを抜粋したもの等を事務局から案として出して頂いて、それを基に議論してもいいのではないのでしょうか。私も委員であるが、急に案をだせといわれても難しいので。

次回の1つのテーマとしてその理念といったところと、もう1つは具体的な部分をいた

だこうかなと思います。基本方針といわれても、自分のところはどうなるのかという情報ほしいというのも事実ですので。そういったところを次回お出しいただけるとありがたいです。大きく分けて2つのテーマで開催したいと思います。

テーマを絞ってというお話もありましたので、まず理念についてはまったく外れていないのではないので、総合計画等の長期計画の学習会を含めて情報をだしていただく形のほうがよいのではと思うがいかがでしょうか。

一同 異議なし

議長

地域の活動は具体的かつ非常に細かいところを含めて活動されるのでそのところで何か共通項を探すということは、すごく難しいというコメントしにくいものがあります。将来的には全地区で同じ並びで、必要な情報が全部あって、参考にする事ができれば良いと思いますが。

市が合併したときの理念あるいは1つの市としての文化という認識で捉えるとそんなに違いはないのだと思うのです。

そういった具体的なところを整理し、議論に含めていきたいと思います。住民にとって生活するのが一番重要な要素です。そしてそれがコミュニティだと思います。

## 5. その他

事務局

皆様には地域や立場での多岐にわたるご意見・ご教示、それからこの会の進め方、色々ご意見いただきありがとうございました。いただきましたご意見について回答すべき事項については次回までお出しできるようにしたいと思います。3ヵ年の実態調査をふまえて、課題整理を行なった上で方向性の提示をしたいと考えます。

行政サイドでの視点というご発言もいただきましたが、皆様からご意見いただき、引き続き方向性をまとめていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今回は、主要な施策を柱とした基本方針の構成と、主要な施策に関わる主要事業についての検討をテーマに、日程については、委員長と相談の上、6月下旬頃に開催させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

議長

ありがとうございました。以上をもちまして、議事は全て終了しました。進行を事務局に返します。

## 6. 閉会

# 鶴岡市行財政改革大綱 同大綱に基づく実施計画 (第二次)

平成24年4月

山形県 鶴岡市

はじめに

昨年7月、これからの行政運営の屋台骨となる「効率的かつしなやかな行政システムの構築」と「合併特例期間終了後を見据えた財政の健全化」について、第一次の行財政改革大綱及び同大綱に基づく実施計画を策定し、現在その推進に取り組んでいるところです。

今般の第二次行財政改革大綱及び同大綱に基づく実施計画は、市総合計画・実施計画に基づいた持続可能なまちづくりをさらに推進していくため、「市民、地域、行政の総合力が発揮できるシステムの構築」と「地域活性化に向けた地域庁舎機能の見直し」の二つのテーマについて、市民・地域がその持てる力を発揮し、明るく意欲的に地域づくりに取り組める環境づくり、仕組みづくりを中心に今後の重点的な取り組み等をまとめたものです。

この改革の実行により、将来に向けた行財政基盤の再構築を図るとともに、市民・地域と行政との新たな関係を築き、協働のまちづくりを推進してまいります。

この両大綱の策定にあたり、行財政改革推進委員には、通算17回の会議を開催し、真剣な協議を重ね、忌憚のないご意見をいただいたことに衷心より御礼申し上げます。これからも、全庁を挙げて大綱の実現に努力するとともに、大綱以外の項目についても不断の見直しに取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力を、何卒、よろしくお願いいたします。

平成24年4月

鶴岡市長 榎本政規

# 目 次

## I 鶴岡市行財政改革大綱

### 1 重点的な取組み

- (1) 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築 ..... 1
  - ① 市民の市政運営への提言、参加機会の拡充 ..... 1
  - ② 市民と行政との協働による事業の推進 ..... 3
  - ③ 本市縁の人材・団体との連携の活性化 ..... 4
  - ④ コミュニティの活性化に向けた環境づくり ..... 4
  - ⑤ 市職員による地域支援及び地域活動等への参加促進 ..... 5
  
- (2) 地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し ..... 6
  - ① 組織の見直し ..... 7
  - ② 庁舎施設の有効活用 ..... 7

## II 鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画

### 1 取組項目及び実施目標時期

- (1) 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築 ..... 9
- (2) 地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し ..... 10

(参考)

- 取組みを推進するための方策（第一次大綱再掲） ..... 11

# I 鶴岡市行財政改革大綱

## 1 重点的な取組み

### (1) 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築

本市では、全国を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進行し、又、これまで地域づくりやコミュニティの中心的役割を担ってきた方々も高齢化してきている。

このような状況を踏まえ、市では、市民を中心とした「ルネサンス(再生)」という考え方に立ち、市民(市民力)、地域(地域力)、行政(行政力)という三つの力の協調・協力のもと、積極的に市民や地域の力を引き出し、地域の総合力を発揮することにより、市総合計画・実施計画に基づいた持続可能な希望あふれる鶴岡市の実現に積極的に取り組んでいる。

これからも、地域づくりや生活の向上などの面においては、市民、地域、企業、NPO等の多様な主体が、各々の長所・ノウハウ・経験を生かし、又、連携・協調を深めることにより、よりきめ細かな取組みや創造的な事業展開が期待されることから、市では、市民等の市政参加や市との協働事業を推進するとともに、市民等の地域づくり活動を積極的に支援する。

#### ① 市民の市政運営への提言、参加機会の拡充

市民の意見を市政運営に活かし、一緒にまちづくりを進めていくためには、市民に良質な情報を適切に提供するとともに、市民が互いの知恵やアイデアを出し合う場やその参加機会の拡大が重要である。

こうした観点から、今後も、広報広聴活動の充実とともに、地域審議会の活性化、各種審議会における公募委員の拡充、行政資料コーナーの充実、各種計画等の策定時におけるパブリックコメント(意見公募)の積極的な活用などを図り、一層、市民参加の行政運営を推進する。

#### (ア) 市民への情報提供の拡充

##### ○良質で分かりやすい情報発信への改善

広報紙については、その発行回数を見直しつつも、特集号の発行などにより、市民に必要な情報を、時機を逃さず、分かりやすく伝えることができるよう内容充実に努める。

また、ホームページについても、市民等が暮らしや様々な活動に有益な

情報を簡単に得ることができるよう、定期的に内容の更新等を行い、よりタイムリーな情報提供に努める。

本所、地域庁舎、図書館等に設置されている行政資料コーナーについては、より有益なものとなるよう資料の種類、内容、設置場所、空間配置等を改善する。

さらに、ツイッターなど急速に広がる情報発信手段を活用し、平時における観光やまちづくりの情報、非常時における緊急情報などを効果的に提供するシステムの構築を図る。

#### ○各種調査の情報の共有化とまちづくりへの活用

市民、地域を対象に実施する様々な調査については、行政内部での活用に止まらず、市民、地域においても、今後のまちづくり活動に生かせるよう、報告会の開催や報告書の概要版作成などを通じて情報の共有化を図る。

### (イ) 市民の市政参加の推進

#### ○車座ミーティング等における市民の意見・提言の活用

市長と語る会、車座ミーティング、提言ハガキなど様々な機会・手段により市民から寄せられる市政への意見、提言については、関係部署だけでなく組織全体で共有し、各分野の施策の立案・改善に活用する。

#### ○各種計画等の策定時におけるパブリックコメントの導入

識者や団体代表等とともに、広く市民の意見も踏まえて各種計画等を策定することとし、市全体の統一的なパブリックコメントの基準づくりを行う。

#### ○各種審議会等の公開と公募委員の拡充

行政の透明性を高めるため、会議を原則公開し、資料や結果の公表にも努めるとともに、各種審議会等委員の選任にあたっては、できるだけ公募枠を設ける。

#### ○市民モニター制度の導入及び道路情報等通報システムの構築

市民の目線に立った広報紙づくり、公共施設の運営、各種イベントの企画・実施につながるよう、市民モニター制度をモデル的に導入する。

併せて、道路や公園の損壊、大雪、災害などへの迅速な対応のため、市民等の協力により適時的確な現地情報の提供を受ける、通報システムの構築に努める。



## ② 市民と行政との協働による事業の推進

地方分権・地域主権の進展に伴い、地方自治体においては自己決定・自己責任の原則に基づいて、個性的で活力ある地域社会の構築が求められているが、住民ニーズや地域課題が多様化、複雑化しており、これまでのように行政によるサービスだけでは、きめ細かく柔軟に対応することが難しくなっている。また、財政状況からは、効果的・効率的な事業の執行がより一層求められている。

今後、市民の自発的で自立的な地域活動を一層活発にしていくとともに、従来行政が担ってきた事業においても、市民、地域、企業等の多様な主体を育成・支援しながら、お互いに協力し合う環境づくりを進める。

### (ア) まちづくりを担う人材・団体の育成と市民等による活動との連携

#### ○まちづくりを担う人材の育成と協働のまちづくりの推進

鶴岡まちづくり塾を始め、これからのまちづくりを担う人材の育成を図るとともに、様々な活動分野において、団体間・地域間の連携、市民と行政の協働のまちづくりを進める。

#### ○鶴岡パートナーズ制度の市民への普及と対象事業の拡充

広く制度の周知を図るとともに、市民からの事業提案を求め、行政の既存事業の手法見直しと合わせ、対象事業を拡充する。

#### ○行政のカウンターパートナーの育成・支援

産業やスポーツの振興など、民間のノウハウや経験を生かせる分野については、民間と行政が対等なパートナーとして役割を担っていけるよう、関係団体の基盤強化に向けた支援を行う。

#### ○市民、NPO 活動の促進につながる情報提供と支援の拡充

国・県で進めている施策、寄附金税制、各種団体の NPO 等への支援制度等について情報提供するとともに、市の支援制度の活用を促進する。

### (イ) 民間による公共施設の整備の推進や遊休資産の有効活用

#### ○民間の資金・ノウハウ等を活用した PFI 手法の導入

荘内病院の医師公舎など今後の公共施設等の整備に際しては、民間の資金、技術力、管理能力が生かせるものについては、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ：民間の資金・ノウハウ活用)手法の導入を図り、低廉かつ良質な施設及びサービスの提供に努めるとともに、民間の事業

機会を創出し地域経済の活性化に配慮する。

○遊休資産の有効活用

遊休資産の有効活用に関する方針を策定し、今後とも活用する予定のない土地及び建物については、売却、貸付、信託等を進めて自主財源の確保を図る。また、財政効果だけでなく、地域における農作物の加工所への活用など、産業振興や地域活性化の視点からも資産を有効活用する。

(ウ) 市民公募債の発行

○市民が広く利用する施設への公募債の導入

加茂水族館など市民が広く利用する施設の改築に際しては、必要な資金の調達にあたり、市債を市民が直接購入する市民公募債を発行する。

③ 本市縁の人材・団体との連携の強化

本市に縁があり、各分野で活躍されている方々やふるさと会などの団体との人的ネットワークを密接にするとともに、様々な形で本市に支援いただく鶴岡サポーターズ制度を拡充する。

○鶴岡サポーターズの活用

観光大使、ふるさと鶴岡産業活性化懇談会の会員、ふるさと寄附金への協力者など、鶴岡の支援者である方々を「鶴岡サポーターズ」として位置づけ、これらの方々の協力により、本市の観光振興、企業誘致、情報発信と収集等の強化を図る。

○ふるさと会との連携と多様な人的ネットワークの構築

本市が首都圏等で行う取組みにおいては、ふるさと会との連携を図るとともに、各ふるさと会が相互に協力し合って活動できるよう、その体制づくりを支援する。

また、出身地域だけにとどまらず、産業、文化、都市間交流など、鶴岡への関心分野ごとに人的ネットワークづくりを進める。

④ コミュニティの活性化に向けた環境づくり

本市では、各地域とも、少子高齢化、人口減少が進み、社会及び生活環境が変化していく中で、近隣との関係が希薄化し、地域への関心や支え合いの意識の低下が危惧される。また、地域の共同活動や伝統文化の担い手の減少、

消防団・自主防災組織などの後継者不足の問題に加え、空き家の増加などが進行しており、今後、安全で安心な生活環境を維持する機能の低下が懸念される。

こうした状況において、今後も町内会・自治会組織が地域の中核的な機能を果たしていくためには、補完的機能を持つ広域コミュニティの形成が有用とされることから、ハード・ソフト両面からの環境づくりを進める。

#### ○小学校区等を単位とした広域コミュニティ組織の育成と拠点の整備

町内会、自治会等の自治組織は、今後とも、地域コミュニティの中核であり、その機能を果たせるよう支援していくとともに、防災対策や地域福祉の充実など今日的な課題には、より地域の力を結集して対応できるよう、概ね小学校区や地区公民館区域を単位とした広域コミュニティ組織を育成し、重層的な地域コミュニティを形成する。

また、地区公民館については、これまで積み上げてきた活動の成果を地域の課題解決に生かすことが重要であり、現在の社会教育活動としての拠点機能を維持しつつ、防災・福祉・地域づくりなどの面も含めた総合的な地域の拠点となる「地域活動センター」（仮称）として発展的に再編し、藤島地域などをモデル地域として導入する。

#### ○地域活動における外部ボランティアの受入れ等の支援

洪水等災害発生時の対応、日常の道路側溝や防火貯水池の泥上げ、地域おこしに関するイベントなど、様々な地域における活動において、地域住民だけでは担えない状況にあっては、外部ボランティアの受入れや必要な支援について地元自治組織と連絡・調整する機能を整備する。

#### ○自治組織への総合交付金化の導入(再掲)

現行の自治会等への事業ごとの補助金については、今後、地域の事情に応じて活動を促進できるよう総合交付金に再編する。又、これに合わせて、区長等の報酬についても、自治組織への総合交付金に包含する。

### ⑤ 市職員による地域支援及び地域活動等への参加促進

地域づくりにおいては、地域が主体的に取り組めるよう、今まで以上に、行政には既存の事業や組織の枠にとどまらない支援が求められており、特に市職員には、地域の実情、地域が抱える課題を調査・分析し、地域との連携のもと、実効性のある地域づくりにつなげていくことが期待されている。

また、市民の生命財産、安全安心な暮らしを守っていくため、災害発生時に迅速な地域支援体制がとれるよう、日ごろから、自主防災組織、消防団など関係機関との連携体制を構築する必要がある。

なお、市職員も一地域住民であり、又、市役所も地域の一事業所であるとの基本的な認識に立ち、職員個人あるいは職場単位により、自治組織や地域行事、ボランティア活動への積極的な参加を促す。

#### ○地域づくり活動を支援する職員地区担当制の導入

これからの市職員には、従来の担当業務だけでなく、新たに集落や学区等を単位とする地区を受け持ち、住民との関わりを通じて地域の実態を把握し、地域活性化に向けた活動を支援することが求められる。このため、本市のこれまでの集落対策や他自治体の事例を踏まえ、各地域の事情に即した職員地区担当制度を導入する。

#### ○災害時地区指定職員制度の拡充

鶴岡地域では、災害時、市職員が自治会等と連携し、市災害対策本部との連絡調整にあたる地区指定職員が配置されているが、平時から防災訓練等への参加などを通じて担当地区との関係を深めるとともに、災害時には、各地域の被害状況の把握と災害対策本部への連絡に加え、住民自治組織と連携し災害全般の対応に当たることとする。併せて、鶴岡地域以外にも地区指定職員制度を拡充する。

#### ○地域活動に参加しやすい職場環境づくり

ノー残業の徹底や休日出勤の縮減、職場内における声掛けなどにより、職員が地域活動に参加しやすい環境をつくるとともに、職場単位での取り組みも促す。

### (2) 地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し

地域庁舎については、一元化により効果的・効率的な運営が可能な部門については集約を進めつつ、市民の利便性向上のためのワンストップサービス（総合窓口）の充実、コミュニティへの支援や地域振興ビジョンの推進、産業振興など地域の活性化に向けた体制を整備する。また、庁舎建物の余裕スペースについて、市民の利便性等の向上につながるよう、その活用策も合わせて検討することとし、以下により組織及び機能の見直しに取り組む。

## ① 組織の見直し

組織の見直しにあたっては、窓口サービスをはじめ住民に身近な機能の充実や限られたマンパワーを地域の重点分野に充てるなど、戦略的な取組みを目指す鶴岡市独自の支所体制を構築する。なお、今後も地域社会や自治組織等の変化に対応し、不断の見直しを行う。

### ○機能的で的確な行政サービスの提供に向けて

- ・窓口サービスの改善及び相談機能の拡充
- ・地域の実態、住民ニーズの把握、地域・住民との協働事業の推進
- ・地域審議会の活性化

### ○地域の活性化に向けて

- ・地域振興ビジョン、過疎対策等の推進
- ・地域文化の継承・振興・活用
- ・住民が主体となった地域づくり・人材づくりへの支援

### ○住民の安全安心と心豊かな暮らしの構築に向けて

- ・防災、防犯・交通安全、公害・環境対策等に関する事務の一元化
- ・生涯学習、地域振興、防災、福祉等の核となるコミュニティの活性化及び自治組織との連携強化

### ○産業の振興に向けて

- ・地理的条件、地域資源、ノウハウを活用した特色ある産業集積の拡大
- ・農商工観連携による農業の6次産業化の推進

## ② 庁舎施設の有効活用

地域庁舎は、合併に伴い、議会や行政委員会が新市に一元化されるとともに、予算、人事などの管理部門を中心に組織の集約がなされたこともあり、本所と比較し、スペースに余裕がある状況となっている。

こうしたことから、本市の貴重な資産である地域庁舎については、単に行政の執務スペースにとどまらず、市民の利便性や各分野における機能性・拠点性の強化につながるよう、産業・経済、福祉などに係る公共的団体による活用や、市民の交流・活動の場の提供など、各地域庁舎ごとに有効活用の考え方をまとめ、関係団体等と調整を行いながら具体的な活用を図る。

○産業・経済、福祉など公共的団体による活用

利便性の向上、地域のビジネス、人的交流の中心性を高めるため、商工会、観光協会、社会福祉協議会など公共的団体の入居を促す。

○市民の交流・活動の場としての活用

地域おこしや人的交流を活性化するため、市民の交流や活動の場を提供する。

○安全安心の拠点としての活用

地域住民への情報の発信、提供、防災資機材の整備などにより、災害時の拠点機能を向上させる。

○他の公共施設との機能、役割分担の見直し

庁舎改築の際には、市民の利便性を更に高めるよう近隣の公共施設との複合化により、効率的な土地・建物の利用を図る。

## II 鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画

### 1 取組項目及び実施目標時期

#### (1) 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築

| 所管部署                       | 取組項目                           | 実施目標時期 |
|----------------------------|--------------------------------|--------|
| 総務部                        | 新たな情報発信手段の活用                   | 24年度～  |
|                            | 市民モニター制度の導入                    | 24年度～  |
|                            | 各種審議会等の公開と公募委員の拡充              | 24年度～  |
|                            | 市民が広く利用する施設への公募債の導入            | 24年度～  |
| 市民部                        | 災害時地区指定職員制度の拡充                 | 24年度～  |
| 建設部                        | 道路情報等通報システムの構築                 | 24年度～  |
| 総務部<br>企画部                 | 各種計画策定時のパブリックコメント制度導入          | 24年度～  |
| 総務部<br>企画部<br>建設部<br>荘内病院  | 民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI手法の導入       | 24年度～  |
| 総務部<br>水道部<br>荘内病院<br>地域庁舎 | 遊休資産の有効活用                      | 24年度～  |
| 総務部<br>企画部<br>市民部<br>地域庁舎  | 地域づくり活動を支援する職員地区担当制の導入         | 25年度～  |
| 市民部<br>教育委員会<br>地域庁舎       | 小学校区等を単位とした広域コミュニティ組織の育成と拠点の整備 | 26年度～  |

(2) 地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し

① 平成24年度の組織体制

| 所管部署  | 課名                            | 所 掌 事 務 (下線は、変更箇所)  |
|-------|-------------------------------|---|
| 地域庁舎  | 総務企画課                         | 予算・人事、財産・施設、契約、行財政改革、都市交流振興計画、過疎対策、地域審議会、生活交通、情報化<br><u>地域自治組織</u> 、防災・防犯、交通安全、 <u>生涯学習</u> 、 <u>伝統文化</u> |
|       | 市民福祉課                         | 戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、 <u>市民相談</u><br>健康、福祉、介護、子育て支援、 <u>環境・廃棄物</u>   |
|       | 産業課                           | 農業振興、生産基盤、畜産、農村活性化、6次産業化<br>林業、林道・災害、山村振興、水産業、漁港<br>観光振興、商工、労働、第三セクター、 <u>農商工観連携</u>                      |
| 総務部   | 東部税務事務室<br>南部税務事務室<br>温海税務事務室 | 市民税、固定資産税、徴収・滞納処分   |
| 建設部   | 東部建設事務室<br>南部建設事務室<br>温海建設事務室 | 道路・河川、除雪、災害対策、都市計画、建築・住宅、公園   |
| 教育委員会 | スポーツ施設<br>地区公民館               | 施設管理、各種事業、人材育成  |

② 人員(行政職)の見直し

| 庁舎等               | 藤島 | 羽黒 | 櫛引 | 朝日 | 温海 | 計   |
|-------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 支 所 長             | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 5   |
| 総務企画課             | 13 | 12 | 14 | 14 | 15 | 68  |
| 市民福祉課             | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | 78  |
| 産業課               | 16 | 14 | 13 | 14 | 16 | 73  |
| ふれあい食センター         | 1  |    |    |    |    | 1   |
| 小 計               | 46 | 42 | 44 | 45 | 48 | 225 |
| 東部・南部・温海<br>税務事務室 | 14 |    | 12 |    | 8  | 34  |
| 東部・南部・温海<br>建設事務室 |    | 11 |    | 10 | 7  | 28  |
| 教育委員会駐在職員         | 1  | 1  | 1  | 1  | 2  | 6   |
| 合 計               | 61 | 54 | 57 | 56 | 65 | 293 |
| 前年度比較             | -7 | -6 | -2 | -7 | -7 | -29 |

なお、この人員体制は固定化したものではなく、各地域庁舎の事業等を検証し、必要に応じて見直しを行う。



(参考)

## 取組みを推進するための方策（第一次大綱再掲）

### (1) 推進期間

平成 23 年度から 27 年度までの 5 ヶ年とする。

### (2) 推進方法

本行財政改革大綱に基づき、具体的な取組み項目の方向性と実施時期を別に実施計画としてまとめる。

### (3) 推進体制

市長を本部長とし、各部長等を本部員とする鶴岡市行財政改革推進本部を中心に、全庁的な体制により見直しに取り組む。

### (4) 進行管理

鶴岡市行財政改革推進本部において、実施にあたっての調整を図るとともに進行状況を管理し、その状況を鶴岡市行財政改革推進委員会に報告し、意見・助言を得ながら、必要に応じ実施計画の見直しを図る。

### (5) 情報の公開

行財政改革大綱及び実施計画、進行状況等については、ホームページへの掲載などにより公表し、市民の理解と協力を得ながら見直しを進める。

## 第3回鶴岡市地域コミュニティあり方検討委員会

日時：平成24年6月29日（金）

午前9時30分～

場所：東庁舎第5会議室

### 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 説 明

(1) 第2回検討委員会の開催経過について

4 協 議

(1) 「地域コミュニティ基本方針」の基本理念について

(2) 「地域コミュニティ基本方針」の構成案について

(3) その他

5 そ の 他

6 閉 会



## 鶴岡地域コミュニティ組織の概要

### 1 コミュニティ組織について

住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、住民の福祉、環境、生涯学習等も含めた生活全般に関わるコミュニティ活動を推進するために、概ね小学校区単位に組織された団体をコミュニティ組織といいます。また、コミュニティ組織の活動拠点として整備した施設を総称してコミュニティセンターといいます。

#### (1) 運営体制

コミュニティ組織は、学区・地区内の会員（各世帯）をもって構成されています。中には、地域内の団体や企業を特別会員としている組織もあります。

組織運営としては、会長、副会長、理事、監事、評議員の各役員がおかれ、その最高議決機関は評議員会（総会）となっています。

#### (2) 事務局体制

コミュニティ組織の事務局は、概ね、事務局長、主事、事務員の3名体制となっています。

事務局員は、地域内の団体の運營業務、コミュニティセンターの管理運營業務、生涯学習事業などに携わっています。なお、郊外地（昭和30年代の市町村合併により鶴岡市になった15区域）のコミュニティ組織では、市の行政連絡業務を行っています。

また、他の団体の事務局を兼務している事例も多く見られます。

#### (3) コミュニティ組織と単位自治組織（町内会・自治会・住民会）

コミュニティ組織の立ち上げに際して中核的な役割を担ったのが、町内会等の単位自治組織であったため、ほとんどのコミュニティ組織において町内会等の長が理事となり、組織の運営に関わっています。

コミュニティ組織の加入単位は各世帯ですが、会費の取りまとめについて町内会等で行っており、町内会等の会費に上乗せして各世帯から収納しているところと、町内会等の会費と分けずに町内会等の会計の中から納入しているところがあります。

## 2 コミュニティ組織の事業・活動について

コミュニティ組織が自主的に行う事業等の推進体制は、それぞれの地域事情に合わせて専門部制を敷くところが多く、主に次のような活動が行われています。

### (1) 総務部門

コミュニティセンター管理運営、コミュニティだより（広報）発行、リーダー育成研修など

### (2) 生活環境部門

交通安全、花いっぱい運動、クリーン作戦（清掃美化運動）、防犯活動など

### (3) 健康福祉部門

ひとり暮らし高齢者会食（配食）サービス、生きがい講座、健康講座など

### (4) 生涯学習部門

親子読書教室、文化財研修、文化展、スポーツ少年団育成、地区運動会、地区スポーツ大会など

### (5) 防災部門

火災予防講習、防災訓練、防災無線の交信訓練、自主防災活動など

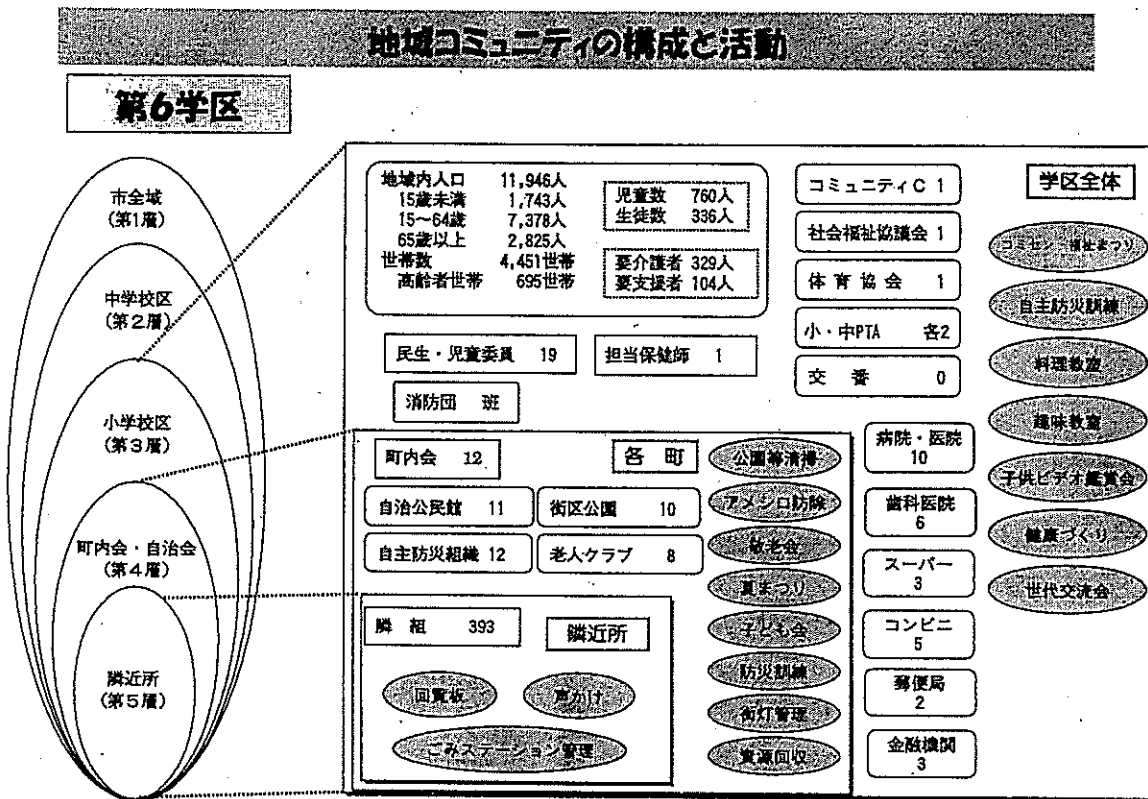
これらの活動のほか、町内会等と地域の各団体が共同し、地域共通の課題や広域的な課題の解決のために、次のような活動も行われています。

- ・身近な除雪体制づくり（第一学区）
- ・放課後子ども見守り所（田川地区）
- ・地域情報発信（田川地区、三瀬地区、由良地区）
- ・婚活支援（三瀬地区）
- ・体験型・滞在型イベントによる誘客（由良地区）
- ・海の運動会による地域内外交流の拡大（堅苔沢地区）
- ・ボランティア送迎（西郷地区）
- ・地域資源をつなぐ遊歩道設置（添川地区）

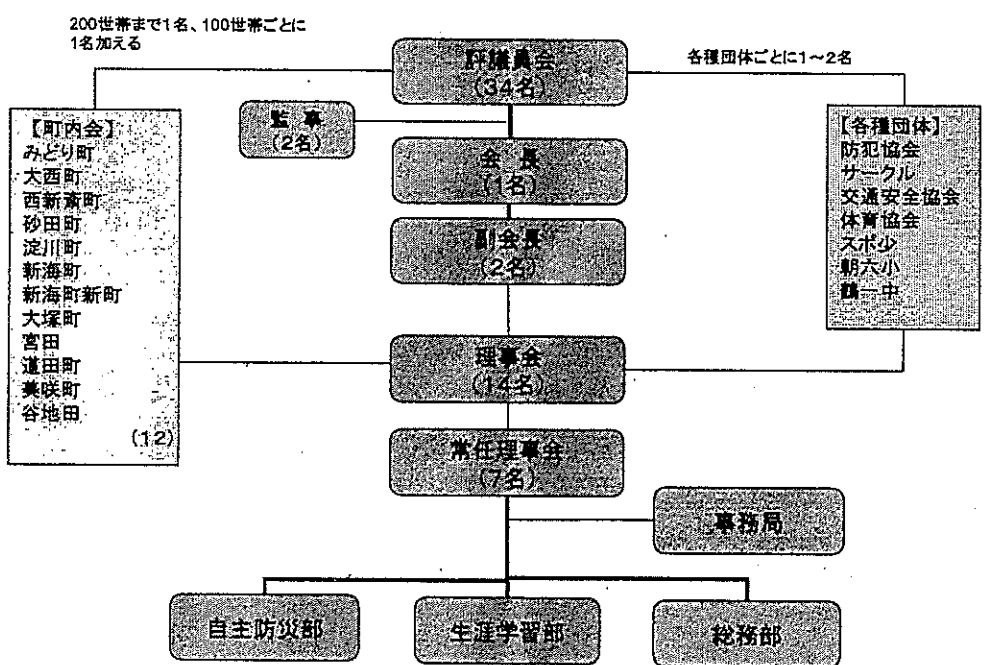
（以上「地域コミュニティ活動事例集～広域版」から）

(参考例)

図表、数値は平成23年度当初のもの

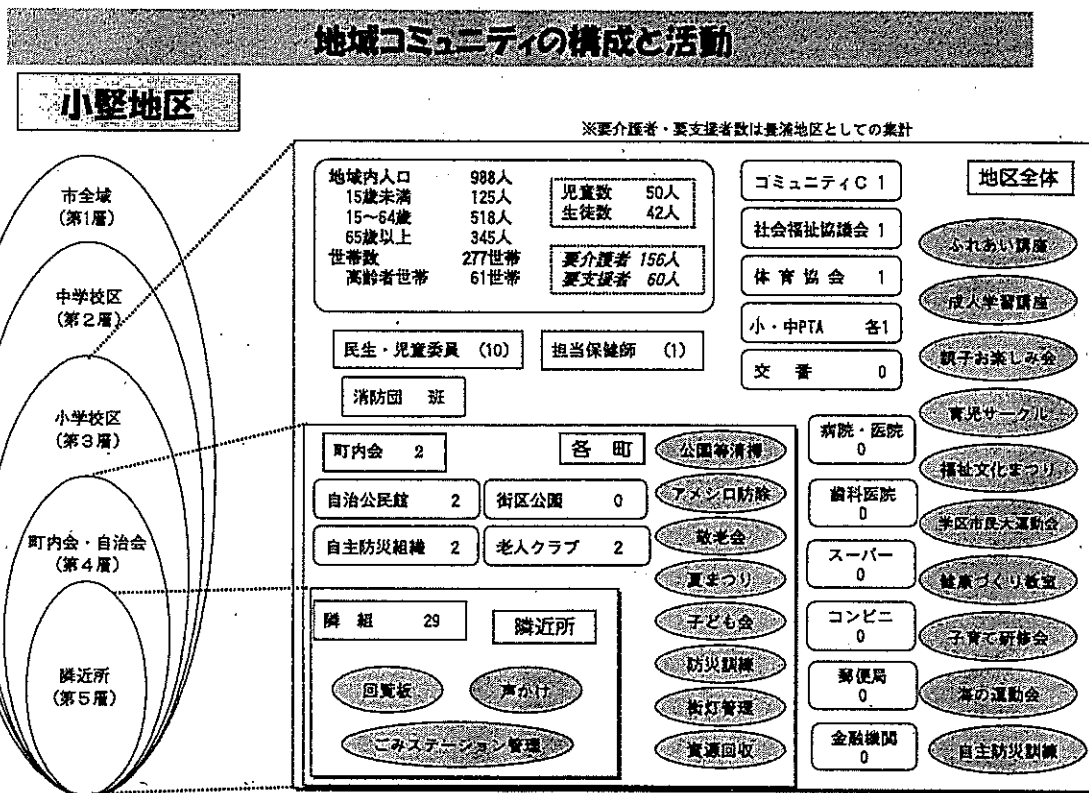


## 第六学区コミュニティ協議会

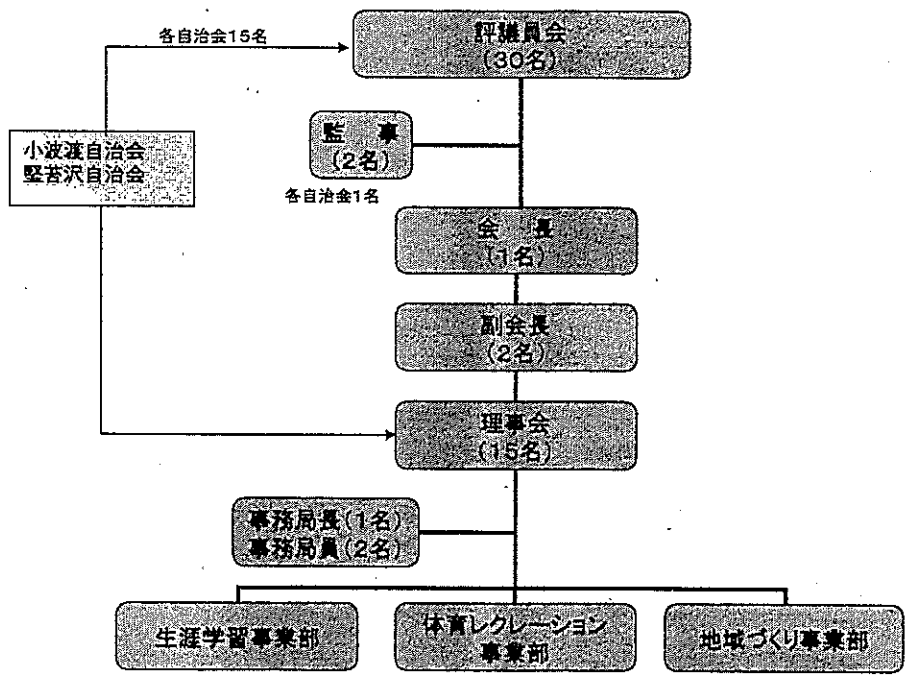


(参考例)

図表、数値は平成23年度当初のもの



## 小墾地区自治振興会



### 3 コミュニティ組織・コミュニティセンターの運営経費について

コミュニティセンターの管理については、各地区のコミュニティ組織に委託していましたが、平成18年度から指定管理者制度に移行し、各コミュニティ組織を指定管理者として指定しました。市は、指定管理者に委託料と補助金の二本立てで活動・運営に必要な経費を支出しています。

なお、郊外地のコミュニティ組織には市の行政連絡業務を委託していることから、行政連絡業務委託料を別途支出しています。

#### (1) コミュニティセンター管理運営委託料

##### ①要員費

基準額(140,100円×16か月)×建物面積や世帯数に応じた倍率(1.5~2.8)

##### ②運営庁費

180,000円

##### ③巡視委託費(機械警備システムのない施設)

132,000円

##### ④目的外使用取扱手数料

50,000円(市街地)

30,000円(郊外地)

#### (2) 生涯学習事業補助金

##### ①要員費

基準額(140,100円×16か月)×建物面積や世帯数に応じた倍率(0.7~1.5)

##### ②活動費

1,173,250円(500世帯以上)

1,083,000円(500世帯未満)

#### (3) 施設維持管理経費

光熱水費、通信費、施設設備保全に関わる委託料、修繕料については、市で直接契約し、支出しています。(電気料、上水道、下水道、ガス、灯油、電話料、機械警備、浄化槽清掃点検、消防設備点検、他専門業者への委託、小修繕以外の修繕や工事)



## 鶴岡市地域コミュニティ基本方針の基本理念の検討について

## &lt;総合計画基本計画より&gt;

第1章 それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

- (1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成
- (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり
- (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

## &lt;実態調査等を踏まえた方向性&gt;

- ・ 家族のかたちや経済状況等が変化し、高齢者のみ世帯、一人親世帯、生活保護世帯、要介護者などが増え、個人では解決できない課題が増加しており、安心して地域に暮らすためには、地域における支え合いの精神や支え合いの仕組みが今後ますます重要になると考えられる。
- ・ 地域コミュニティ活動の担い手が減少するなか、地域課題の増加や多様化に対応するには、特定の担い手に頼ることなく、みんなができることを分担するとともに、行政とのパートナーシップの構築により「総合力」を発揮し、限られた資源（予算、人材）で最大の成果を生む新たな仕組みが求められる。
- ・ 広大な市域に多様な歴史や風土を有するため、一律の地域コミュニティ施策では対応が困難である。

## &lt;基本理念の叩き台&gt;

- 笑顔であいさつを交わす心の通った地域コミュニティ
- より良い地域環境を築くため、皆が力を合わせる地域コミュニティ
- 行政とのパートナーシップを構築し、主体的に課題解決に取り組む地域コミュニティ
- 地域ごとの異なる文化や歴史を尊重し、個性あふれる地域コミュニティ



## 「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」の構成案

## &lt;項目の柱立て&gt;

- 1 基本方針策定の背景、目的、位置付け
- 2 地域コミュニティの現状・課題
- 3 地域コミュニティづくりの理念
- 4 地域コミュニティ像・役割
- 5 主要な取り組みと施策の概要
- 6 その他の地域コミュニティ施策の方向性
- 7 関連施策の推進
- 8 基本方針の推進体制

## &lt;項目ごとの概要&gt;

**1 基本方針策定の背景、目的、位置付け**

- 市民生活において密接で多様な機能を担う地域コミュニティが、人口減少や高齢化の進行、就業構造の変化や価値観の多様化などにより全国的にも弱体傾向にあり、その維持・活性化が課題となっていること。
- 本市では、旧市町村ごとに地域コミュニティの仕組みや行政支援の内容に大きな相違があることから、新たな基準づくりなど、一定の整理が求められます。
- 市民が安全・安心で心豊かな生活を送るうえで欠かせない地域コミュニティの維持・活性化のため「鶴岡市地域コミュニティ基本方針（仮称）」を策定し、総合計画基本計画に定められた地域コミュニティづくりの理念を具現化するための指針とします。

**2 地域コミュニティの現状・課題**

- (1) 地域ごとに異なる本市の地域コミュニティの仕組みや行政支援の内容
- (2) 地域コミュニティ実態調査の概要
- (3) 鶴岡市の人口、世帯数等の推移と今後の見込み
- (4) 国の施策、行革大綱等

**3 地域コミュニティづくりの理念**

鶴岡市総合計画や実態調査等を踏まえ、基本方針を貫く理念を位置付け

- 笑顔であいさつを交わす心の通った地域コミュニティ
- より良い地域環境を築くため、皆が力を合わせる地域コミュニティ
- 行政とのパートナーシップを構築し、主体的に課題解決に取り組む確かな地域コミュニティ
- 地域ごとの異なる文化や歴史を尊重し、個性あふれる地域コミュニティ

## 4 地域コミュニティ像・役割

### (1) 個人・家庭

それぞれの自治会・集落を将来にわたり維持していくためには、後継者の定住が不可欠であり、子どもの頃から郷土を想う気持ちを育む家庭内の環境づくりに努めます。

また、家族がコミュニティ活動に積極的に取り組むためには、家庭内の安定と家族の理解が必要であり、コミュニティ活動の有益性と、それに参加・協力する行為が尊いものであることについて、市民一人ひとりの共通認識を深めます。

### (2) 隣近所

昔から「向こう三軒両隣」といわれるように、いざというときに頼りになり、また日常の穏やかな暮らしにも寄与する隣近所との日ごろからの良好な近所づきあいを奨励します。

### (3) 単位自治組織

最も身近な自治組織として、誰もが加入・参加しやすい組織づくりや活動に努め、親睦事業、生涯学習事業、防災・助け合い活動等を通じ住民間の融和を促進します。

### (4) 広域的なコミュニティ組織

概ね小学校区程度のエリアを範囲とし、単位自治会等で取り組むことが難しい広域的課題の解決や、地域の資源を活用した地域づくり、単位自治会とも密接に連携し機能補完したり、地域活動のコーディネート機能等を発揮します。

## 5 主要な取り組みと施策の概要

### (取り組みの視点)

引き続き人口減少、高齢化の進行が予想されるなか、市民ニーズや地域課題は多様化・増加が見込まれます。また、地域コミュニティ活動の担い手は減少傾向にあり、行政側も人員、予算の縮減が避けられない状況です。このようなことを踏まえ、将来にわたり安心して暮らせる地域づくりを担う地域コミュニティを維持・活性化するには、市民、地域、行政が協調・協力し、総合力を発揮する新たな枠組みを構築する必要があります。

### (1) 地域課題を解決に導くコミュニティづくりの推進

住民が安全・安心に暮らしていくことのできる地域社会を構築するため、市民、地域、行政が新たなパートナーシップを構築し、地域課題の解決に向けて役割を分担しながら、適切に取り組む仕組みづくりを推進します。

#### (施策の概要)

##### ①協働の体制づくり

従来、個人や自治組織等で解決できない課題は、様々なルートで行政に「要望」として出され、行政側はその内容に応じて担当部局が縦割りで対応しているため、市民にとっての優先順位が明らかにされないまま、予算化された事業から取り組まれている状況にあります。

今後、限られた資源（予算、人材）で「最大の成果（満足度）」を生むため、

優先的に取り組む課題、解決に向けた手法、予算、役割分担について、市民や地域が企画段階から関わる協働の体制づくりが求められます。

その際、行政は組織の縦割りの弊害の解消に努め、組織横断的に解決する新たな枠組みを検討します。

#### ②地区担当職員制度の導入

行政が地域の実態を把握し、行政が持つノウハウ等を地域づくりに活かすなど、適切な支援を講じるため、地区担当の職員を配置します。

#### ③各種補助金の総合交付金化

行政から単位自治組織に対しては、複数の部署から様々な目的で補助金等が交付されていますが、交付申請や実績報告にかかる手続きが役員の負担になっているとの指摘があります。このため、各種補助金等を「総合交付金」に再編することで自治組織の負担を軽減するとともに、地域事情に応じた取り組みを推進するための財政支援のあり方を検討します。また、これに合わせ、区長等の報酬については、単位自治組織への総合交付金に包含します。

#### ④生涯学習事業のステップアップ

住民自治組織による従来の生涯学習事業は、趣味や教養講座等が中心でしたが、今後は、これまでの取り組みにより築かれた人と人との繋がりを土台とし、さらに一歩進んで地域課題の解決などの「地域づくり」に向けて、補助金等を含めた行政支援や事業のあり方を検証し、必要な見直しを行います。

### (2) 広域的なコミュニティ機能の強化

本市の468の単位自治組織は、50世帯以下で構成される比較的小規模な組織が過半を占め、人口減少や高齢化の影響を受けやすいと考えられることから、単位自治組織の機能を補完するとともに、創造的な地域づくり活動などの担い手として広域的なコミュニティ組織を設置・育成するなど、重層的な地域コミュニティ機能の構築を推進します。

#### (施策の概要)

##### ①広域的なコミュニティ組織づくりと育成

- ・ 少子高齢化の進行等により縮小傾向が見込まれる単位自治組織の機能を補うとともに、地域づくりや課題解決など創造的な活動を担う「地域自治」の要として、小学校区や地区公民館等を単位とした広域的なコミュニティの体制づくりを推進します。
- ・ 鶴岡地域の既存の広域的コミュニティ組織については、その機能拡充を図るため、これまでの取り組みを振り返り、社会状況の変化に応じた見直しの取り組みを推進します。

##### ②広域的なコミュニティ活動の拠点の整備

- ・ 社会教育施設である地区公民館は、広域的なコミュニティ組織による総合的な活動の拠点施設（仮称「地域活動センター」）として、発展的に再編します。
- ・ 新たな拠点施設の管理運営は、広域的なコミュニティ組織が担い、自ら取り組む生涯学習事業をはじめ、福祉、防災、地域づくり活動等の拠点を目指します。

## 6 その他の地域コミュニティ施策の方向性

### (1) 行政支援施策の拡充

#### ①財政支援

地域コミュニティが住民の安全・安心・快適な暮らしの維持に不可欠な機能を担っていることに鑑み、その活動を支えるため、行政はコミュニティ施策にかかる財源の確保に努めます。また、積極的、創造的な取り組みを喚起するための支援策を講じます。

i パートナース事業の拡充

ii いきいきまちづくり事業補助金の拡充

iii 自治公民館等の集会施設の確保・維持のための支援の充実

#### ②人材育成、市民意識啓発

地域コミュニティ活動への参加のきっかけづくりや、研修事業など地域の人材育成のほか、市民意識の啓発や研修事業など、全市的に取り組むことが効果的な事業を実施します。

#### ③情報収集と提供

市内外のコミュニティ活動状況のほか、国や県、各種団体の活動支援策にかかる情報を収集し、適時適切に関係者に提供します。

#### ④コーディネート機能の発揮

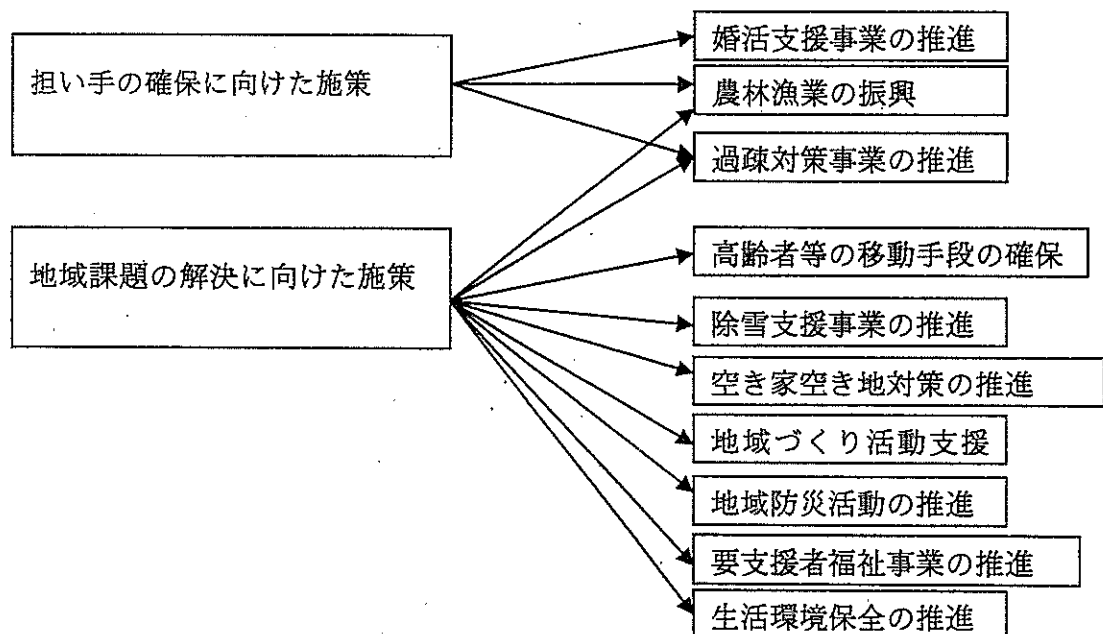
自治組織等が活動の活性化に向けた地域内の話し合いの促進や、事業の企画立案に対し、適切な助言や支援ができる体制づくりを推進します。

### (2) 多様な志縁団体（テーマコミュニティ）との連携推進

様々な分野で活動の場を広げている NPO、ボランティア団体等と地域コミュニティ活動との連携を推進します。

## 7 関連施策の推進

地域課題の解決や地域コミュニティの活性化、活動支援に関わる各種施策の推進



## 8 基本方針の推進方針

### (1) 実施計画の作成と推進体制の構築

基本方針に位置付けられた施策等が着実に取組まれるよう、関連施策を含む実施計画を定めるとともに、外部関係者を含む推進体制を構築します。

### (2) 地域事情に配慮したコミュニティ施策の推進

本市は広大な市域に多様な風土・歴史を有し、自治組織についても地域ごとに異なる活動や支援施策を講じてきた経過があり、直ちに一律のコミュニティ施策を講じることが馴染まないことが予想されるため、庁舎地域ごとに地域事情に配慮したきめ細かな施策を推進します。

#### ① 庁舎地域ごとの「地域コミュニティ推進計画（仮称）」の策定

「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」を踏まえ、地域ごとの特色や事情に配慮した推進施策をまとめます。

#### ② 地域庁舎機能の見直し

地域コミュニティの活性化に向けた組織体制を構築するとともに、庁舎スペースを市民の交流や活動の場として提供し、活動の促進を図ります。

東日本大震災における鶴岡市の対応について

1 市の状況について (地震の概況)

- (1) 発 生 日 時 ; 平成23年3月11日 (金) 14時46分頃
- (2) 震 源 ; 三陸沖 (北緯38度06.2分東経142度51.6分 牡鹿半島の東南東130km付近)  
深さ ; 約24km
- (3) 地 震 の 規 模 ; マグニチュード9.0
- (4) 各地の主な震度 ;
  - 震度 7 宮城北部
  - 震度 6 強 宮城南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部  
栃木県北部・南部
  - 震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部  
埼玉県南部、千葉県北西部

(県内)

- 震度 5 強 上山市 中山町、尾花沢市 米沢市
- 震度 5 弱 鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村  
戸沢村、村山市、天童市、東根市、山辺町、河北町、大石田町、南陽市 など
- 震度 4 山形市、寒河江市、金山町、真室川町、鮭川村、西川町、大江町、長井市 など
- (5) 津波情報 津波注意報発表(平成 23 年 3 月 11 日 16 時 08 分)  
津波注意報解除(平成 23 年 3 月 12 日 13 時 50 分)

(6) 鶴岡管内の震度

| 観測地     | 震度 | 計測震度 | 観測地    | 震度 | 計測震度 |
|---------|----|------|--------|----|------|
| 鶴岡(市役所) | 4  | 3.7  | 櫛引(庁舎) | 4  | 3.7  |
| 道田町(一中) | 4  | —    | 朝日(庁舎) | 3  | 3.1  |
| 藤島(庁舎)  | 5弱 | 4.5  | 温海(庁舎) | 3  | 3.0  |
| 羽黒(庁舎)  | 4  | 3.6  | 温海川    | 4  | —    |

2 市の対応について (※ 月日はすべて平成 23 年)

- 災害対策本部の設置 ; 3/11 15:00
- ※ 3/31 解散→「鶴岡市東日本大震災避難者支援連絡調整会議」を設置し支援を継続
- 本部員会議 ; 25 回開催 関連本部員会議;3 回開催 (3/11~4/20)
- 避難所の開設 ; 3/15~4/23 5 施設を開設  
※3/15 から南相馬市の避難者 21 名を「ほのかたらのきだい」で受け入れ  
1 日の最大避難者数 ; 136 名(3/19) 延べ避難者数 ; 3,246 名
- 避難者相談窓口の開設 ; 3/16~4/15 東庁舎第 5 会議室
- 救援物資受付窓口開設 ; 3/18~3/31 小真木原総合体育館の他 5 箇所  
4/ 1~4/15 鶴岡市役所東庁舎の他 5 箇所  
(件数) 受付 3 月 ; 3,023 件 4 月 ; 181 件 提供 105 件 (4 月)  
(被災地への搬送) 8 回  
①3/17 ; 福島県二本松市②3/20 ; 福島県二本松市③3/21 ; 福島県田村市  
④3/22 ; 福島県新地町 ⑤3/22 ; 宮城県山元町 ⑥3/23 ; 福島県郡山市  
⑦3/24 ; 岩手県野田村 ⑧3/26 ; 宮城県石巻市



○市内旅館等への宿泊支援（平成 23 年 3 月 14 日から平成 23 年 4 月 24 日まで）

； 1 名 1 泊につき 2,000 円（最大 3 泊）を補助

（実績）利用人数 8,694 人 補助対象人数 4,661 人 補助額 9,154,840 円

○避難者交流会の開催 ； 平成 23 年 6 月 26 日 11:00～14:00 出羽庄内国際村

避難者や福島県と南相馬市の職員、市職員含め約 60 名参加

### 3 職員派遣状況など

#### (1) 職員の派遣について

（平成 24 年 10 月 9 日現在）

| 派遣機関          | 概要  | 人数    | 派遣先や派遣期間など   |
|---------------|---|-------|--|
| 健康福祉部         | 健康管理及び健康相談<br>（1 週間単位の交代で保健師を派遣）                | 6 名   | ・仙台市（H23. 3/14～H23. 4/19）  |
| 建設部           | 下水道の被害調査や復旧支援<br>（下水道課職員を派遣）                    | 2 名   | ・白河市（H23. 4/11～15）   |
|               | 被災建築物の応急危険度判定<br>（建築課職員を派遣）                     | 2 名   | ・山元町（H23. 4/15～18）   |
| 荘内病院          | 医療救護活動<br>（医師や看護師、薬剤師、管理栄養士<br>などを派遣）           | 34 名  | ・福島市（H23. 3/15～16）<br>・宮古市（H23. 4/5～. 9）<br>・気仙沼市（H23. 4/3～5, H23. 4/13～<br>15, H23. 5/11～14）<br>・石巻市（H23. 4/17, H23. 5/10～13）<br>・会津若松市<br>（H23. 4/17～19, H23. 5/20～22） |
| 水道部           | 応急給水及び水道の応急復旧<br>（3 日間単位で職員を派遣）<br>※ 給水車の車輛派遣含む | 98 名  | ・酒田市（H23. 3/12, 14, H23. 4/8）<br>・尾花沢市（H23. 3/12～14）<br>・南三陸町<br>（H23. 3/22～6/14, H23. 6/20～30）  |
| 消防本部          | 緊急消防援助隊（消防職員の派遣）<br>※ 救急車等の車輛派遣含む               | 84 名  | ・大船渡市（H23. 3/11～31）<br>・気仙沼市（H23. 4/22～26）   |
| 職員 ボラン<br>ティア | 救援物資の受付   | 356 名 | ・小真木原総合体育館<br>（H23. 3/18～3/31）   |
|               | 被災家屋の片付けや側溝の清掃 など                               | 61 名  | ・石巻市 など  |
| その他           | 人的支援（山形県被災地広域支援隊）<br>（5 日間単位で 2 名ずつ派遣）          | 10 名  | ・山田町（H23. 4/20～24, H23. 4/26～30,<br>H23. 6/1～5, H23. 6/7～11, H23. 7/28<br>～8/1）  |
|               | り災証明関連業務<br>（6 日間単位で 1 名ずつ派遣）                   | 7 名   | ・仙台市（H23. 8/29～10/15）  |
|               | 人的支援（全国市長会）<br>短期；1 週間単位で 3 名ずつ派遣               | 39 名  | ・石巻市<br>（H23. 5/15～7/9, H23. 7/10～8/12）  |
|               | 人的支援（全国市長会）<br>長期；4～6 ヶ月単位で 1 名ずつ派遣             | 3 名   | ・石巻市（H23. 8. 1～11. 30,<br>H23. 12. 1～H24. 3. 31） 2 名<br>・石巻市（H24. 4/1～9/30） 1 名  |

#### (2) その他

・被災地からの火葬の受け入れ 30 件

## 4 義援金及び支度金の取り扱い状況について

## (1) 義 援 金

- ・受付期間 平成 23 年 3 月 12 日(土)から平成 25 年 3 月 31 日(土)まで
- ・設置場所 市役所市民ロビー及び各庁舎
- ・総 額 106,702,783 円 (平成 24 年 9 月 21 日までの受付分)
- ・件 数 748 件 (内訳 ; 個人 181 件、企業団体 364 件、その他 203 件)

## (2) 支 度 金

- ・受付期間 平成 23 年 4 月 14 日(木)から平成 23 年 9 月 30 日(金)まで
- ・申請窓口 社会福祉協議会 (にこふる及び各地域の社会福祉センター)
- ・種 類 住宅支度金 (15 万円)、就業支度金 (5 万円または 10 万円)  
就学支度金、入園支度金、育児支度金 (各 5 万円)

| 種 類   | 件 数   | 金 額          |
|-------|-------|--------------|
| 住宅支度金 | 103 件 | 15,450,000 円 |
| 就業支度金 | 73 件  | 7,100,000 円  |
| 就学支度金 | 78 件  | 3,900,000 円  |
| 入園支度金 | 36 件  | 1,800,000 円  |
| 育児支度金 | 7 件   | 350,000 円    |
| 合計    | 297 件 | 28,600,000 円 |

(最終実績)

## 5 避難者数について

(平成 24 年 10 月 9 日現在)

| 出身地 | 人 数 | 市営住宅など | 旅館・ホテル | 社会福祉<br>施設関係 | 病 院 | その他 |
|-----|-----|--------|--------|--------------|-----|-----|
| 福島県 | 259 | 31     | 0      | 3            | 1   | 224 |
| 宮城県 | 99  | 7      | 0      | 7            | 12  | 73  |
| 岩手県 | 4   | 1      | 0      | 0            | 0   | 3   |
| 合計  | 362 | 39     | 0      | 10           | 13  | 300 |

※ (旅館・ホテル) 福島県の避難者支援でホテル・旅館へ入館した人数(10/31 で全員退去)

(社会福祉施設関係) 社会福祉 ; 雄心苑 (石巻市) 7 名、その他 3 名

高松ホーム (南相馬市) は、平成 23 年 10 月 27 日で全員退去  
(避難は平成 23 年 3 月 17 日より)

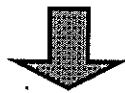
(病 院) 荘内病院など 13 名

(その他) 親戚・縁者、県借上住宅などへの人数

# ご利用ください！行政相談！

たとえば…こんな困りごとはありませんか？

- ◆ 道路の案内標識がわかりづらい。
- ◆ 年金記録や年金の手続きが知りたい。
- ◆ 就職したいが、どこに相談すればよいか？
- ◆ 相続の手続について教えてほしい。



総務省の行政相談委員はみなさんと役所とのパイプ役です。

鶴岡市檜引地区では、下記のとおり  
 澤川宏一委員が相談所を開きます。  
 相談は**無料・秘密厳守**ですので、  
 お気軽にご利用ください。



行政相談委員は、民間有識者の中から総務大臣が法律に基づいて委嘱している無報酬のボランティアです。

| 開催日       | 時間                | 場所    |
|-----------|-------------------|-------|
| 10月16日(火) | 18時30分<br>~20時30分 | 檜引公民館 |

【問い合わせ】

鶴岡市檜引庁舎 総務企画課  
 総務省 山形行政評価事務所

☎ 0235-57-2111  
 ☎ 023-623-1100

# 一日合同行政相談所を開設します！

日時：平成24年11月16日（金）午後1：30～3：30

場所：鶴岡市中央公民館（大視聴覚室）鶴岡市みどり町22-36

**国・県・市合同の相談所を開設します！**

行政の困りごとなど、なんでもお気軽にご相談ください。

**相談は無料で、秘密は厳守します。**



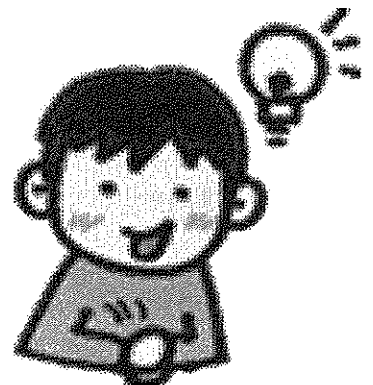
たとえば…こんな困りごとはありませんか？

- 孫の通学路の車の交通量が多くて心配。歩道にガードレールを設置してほしい
- 登記簿の内容がよくわからない。相続登記の手続きを教えてください
- 子どもに財産を贈与するとき、税金がかかると聞いたけど、どのような手続きが必要か など

**【弁護士による無料法律相談も行います】** こちらは事前に予約が必要です  
法律相談の予約は、11月5日（月）から山形行政評価事務所にて電話で受け付けいたします  
（TEL：023-623-1100 平日の午前8:30から午後5:15まで）

## 【相談コーナー】（予定）

- ・人権・登記（山形地方法務局鶴岡支局）
- ・税関（東京税関酒田税関支署）
- ・税金（仙台国税局税務相談室）
- ・労働・雇用（山形労働局）
- ・道路（酒田河川国道事務所、山形県庄内総合支庁、鶴岡市）
- ・年金（鶴岡年金事務所）
- ・県政（山形県庄内総合支庁）
- ・市政（鶴岡市）
- ・行政一般（行政相談委員・山形行政評価事務所）
- ・土地境界（境界ADRセンターやまがた）
- ・法律（山形県弁護士会）



【問い合わせ先】総務省山形行政評価事務所 山形市緑町1-5-48 TEL：023-623-1100

主催：山形官公庁苦情相談連絡協議会・総務省山形行政評価事務所